

枚方市いのち支える行動計画 (自殺対策計画) 【第2期計画 骨子案】

令和〇年〇月 枚 方 市

目 次

はじめに

第1章	第2期計画の策定にあたって
1	計画策定の趣旨
2	基本理念
3	計画の位置づけ
4	計画の期間
5	計画の策定体制
6	計画の推進体制
7	計画の数値目標
第2章	枚方市における自殺をめぐる現状
1	自殺死亡率の推移
2	枚方市の自殺者数の推移
3	自殺者の男女別割合
4	性年代別の状況
5	年代別死亡原因
6	職業別自殺者数割合
7	自殺者における未遂歴の有無
8	自殺原因•動機別自殺者数
9	第1期枚方市いのち支える行動計画における指標の取り組み
10	第1期枚方市いのち支える行動計画における指標の達成状況
11	枚方市における自殺をめぐる現状(自殺対策に関する意識調査より)
12	対策が優先されるべき対象について
13	枚方市の地域特性のまとめ
第3章	自殺対策の方向性
1	生きることの包括的な支援として推進する
2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3	対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる
4	実践と啓発を両輪として推進する
5	(案) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する ※大綱より

第4章 第2期計画の基本的な考え方 1 第2期計画の特長 2 基本施策 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 -----基本施策4 住民への啓発と周知 ------基本施策5 (案)女性への支援 ※大綱より 3 重点施策 重点施策4 勤務問題に関わる取り組み 動務問題に関わる取り組み かんしゅう (枚方市の生きる支援関連施策一覧) 第6章 いのち支える関係機関・関係団体の取り組み

第1章 第2期計画の策定にあたって

1 第2期計画策定の趣旨

我が国の自殺者は、平成 10 年に急増し3万人を超え、その後 14 年間にわたって3万人を超える状態が続きました。この状況の中、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され翌年には自殺対策に関する国の指針である自殺総合対策大綱が策定され、国が取り組む自殺対策の方向性が示されました。

本市では、平成 21 年より、自殺予防対策事業に取り組んでいます。各関係機関とのネットワーク強化や、自殺予防のための相談専用電話「ひらかた いのちのホットライン」の開設、ゲートキーパー養成研修、年 2 回の街頭キャンペーンなど、市民に対する相談窓口の設置や普及啓発にも取り組んできました。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記され、誰もが必要な支援を受けられるよう、市町村における自殺対策計画を策定することが義務づけられ、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのないひらかた」を実現するため、平成 31 年3月に「枚方市いのち支える行動計画」を策定し、市を挙げて自殺対策に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じ、全国では特に女性 や小中高生の自殺者数が著しく増加し、令和2年には総数において 11 年ぶりに前年を上 回りました。

枚方市においても、平成31年(令和元年)の自殺死亡率は8.9まで下がりましたが、 令和4年は14.8に増加しました。著名な芸能人の自殺が相次いだことや新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響と考えられます。

このような背景から、本市においても、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのないひらかた」を実現するため、第2期「枚方市いのち支える行動計画」を策定し、市を挙げて自殺対策に取り組んでいくものです。

2 基本理念

誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるように、 社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健 やかに暮らせる「ひらかた」を目指します。

○自殺は、誰にでも起こり得る危機です

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に 陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

市民、関係機関、行政がそれぞれの立場で、そうした心情や背景への理解を深め、危機 に陥った人たちのゲートキーパー(いのちの門番)になり得ることを認識することが重要 です。

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死です

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態になったり、社会とのつながりの減少や、与えられた役割の大きさに対する 過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」です。

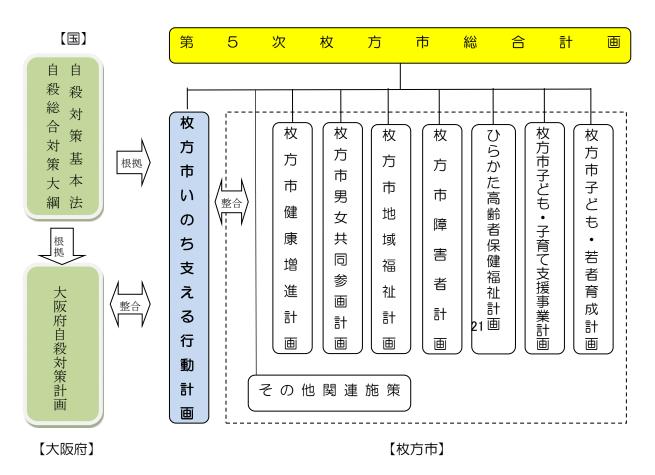
○自殺は、個人の問題ではなく、社会的な問題です

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自殺対策において保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策や組織の連携に加え、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

3 計画の位置づけ

「枚方市いのち支える行動計画」では、各分野にわたるさまざまな施策を自殺対策の視点から見直し、総合的、効果的に推進することを目的としています。上位計画である「枚方市総合計画」をはじめ、「枚方市子ども・若者育成計画」「枚方市子ども・子育て支援事業計画」「ひらかた高齢者保健福祉計画21」「枚方市障害者計画」「枚方市地域福祉計画」「枚方市男女共同参画計画」「枚方市健康増進計画」等との整合性を図り、自殺対策に関連するさまざまな施策を総合的に推進します。



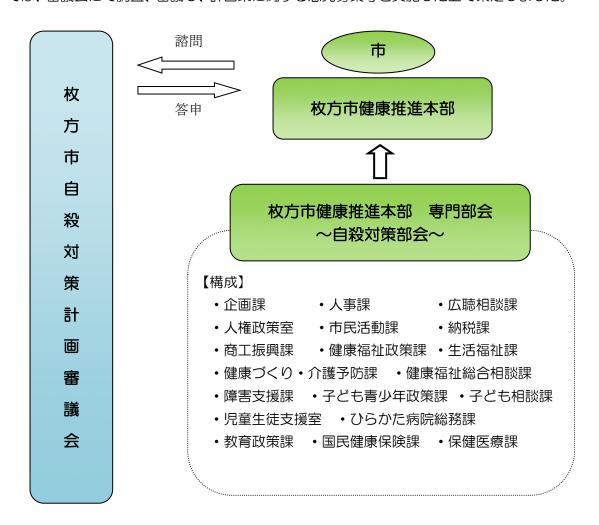
4 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に1度を目安として改定されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画については令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が大幅に見直された場合などは、 必要に応じて本計画を見直すこととします。

5 計画の改定体制

平成30年3月から、枚方市自殺対策計画の策定に関する調査審議を行う附属機関として て枚方市自殺対策計画審議会(以下「審議会」という)を設置しています。計画策定にあたっては、審議会にて調査、審議し、計画案に関する意見募集等を実施した上で策定しました。



本計画で使用する用語について

自殺対策:本計画では自殺の事前対応だけではなく、自殺発生の危機対応及び自死や

自殺未遂の事後対応についても総合的に記載しているため、自殺予防では

なく「自殺対策」という表現を用いています。

自 死:自殺は瞬間(点)ではなく「プロセス」で起きているという理解のため、

「行為」を表すときには「自殺」を用いますが、亡くなられた方や遺族・

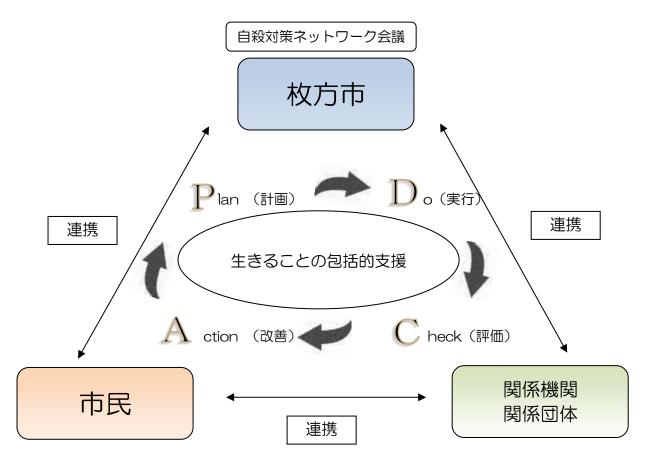
遺児に関する表現の際には「自死」を用います。

自死・自殺については、追い込まれた末の死という認識のもと、社会として対応していく ことを重視し、本計画を改定し、推進していきます。

6 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、社会全体で自殺対策のPDCAサイクルを回すことを通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取り組みを推進することとしており、国・府と連携し、庁内の一体的な推進体制のもと、総合的に施策を展開していきます。

事務局(保健医療課)において各事業の実施状況について把握し、「自殺対策ネットワーク会議」にて計画の進捗状況の確認及び評価を行います。また、評価を踏まえて必要に応じて取り組みの見直しを行います。



7 計画の数値目標

平成 30 年に示された国の自殺総合対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない 社会の実現を目指すため、他の先進諸国の水準まで自殺死亡率を減少させることを当面の 目標とし、令和8年までに自殺死亡率を 13.0 以下に減少させることを目指すとしていま した。

このような国の方針を踏まえ、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのないひらかた」を目指して自殺死亡率の減少を目標としており、平成31年3月に制定した第1期計画においては、計画終了時に11.0以下を目指すこととしていました。

しかし、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自殺死亡率については、国・大阪府・枚方市とも微増が続いており、直近の令和4年のデータでは、それぞれ17.25、17.29、14.84となっています。

このような現状を踏まえ、令和4年度に示された国の自殺総合対策大綱では、引き続き令和8年までに自殺死亡率を13.0以下に減少させることを目指すとしており、同年度に策定された大阪府自殺対策計画でもほぼ同様の目標が示されています。

そのため、本市においても、引き続き令和8年までに自殺死亡率を11.0以下にすることを目指していきます。ただし、本計画の終期は令和10年となっていることから、中間年となる令和8年の状況を確認し、改めて目標設定を行うこととします。

目標自殺死亡率	平成 27 年	令和5年	令和8年
(単位:人/人口10万)	十/久 乙 / 牛	(2023年)	(2026年)
围	18.5 🗀		> 13.0以下
枚方市	13.7 □	▶11.0 以下□	L>11.0以下

(参考:令和4年自殺死亡率 国:17.25 枚方市:14.84)

自殺死亡率とは

人口 10 万人あたりの自殺死亡数をいいます。これにより、人口規模の異なる自治体であっても状況が比較しやすくなります。

第2章 枚方市における自殺をめぐる現状

本統計については、国が、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、自 殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村のそれぞれの自殺の実態 を分析し、作成した地域自殺実態プロファイルや人口動態統計をもとに作成したものです。

※「自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル」とは

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人『いのち支える自殺対策推進センター』が、すべての都道府県及び 市町村それぞれの自殺の実態を分析した『地域自殺実態プロファイル』を作成し、すべての都道府県・政 令指定都市・市町村に提供しています(なお、一般公開はしていません)。

内容には、地域の自殺者の特徴、属性別の自殺者数、自殺手段別の自殺者数、自殺に至るまでの住民の悩みやストレスの状況、こころの状況などが含まれています。

1 自殺死亡率の推移

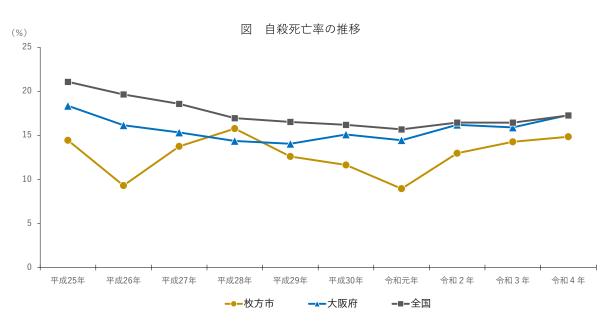


表 自殺死亡率の推移

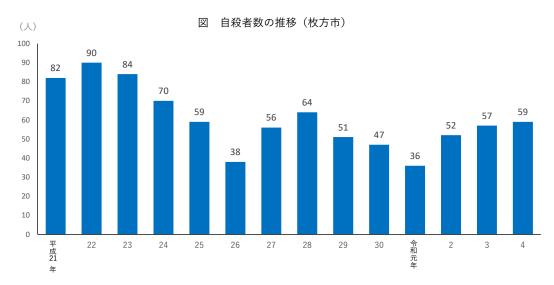
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
枚方市	14.43	9.30	13.74	15.76	12.59	11.63	8.94	12.97	14.26	14.84
大阪府	18.35	16.14	15.32	14.36	14.04	15.10	14.44	16.19	15.89	17.29
全国	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25

資料: 「地域における自殺の基礎資料 A5表 都道府県別集計及び A7表 市区町村別集計(自殺日・住居地)」厚生労働省

資料:「自殺統計:地域における自殺の基礎資料」厚生労働省

全国や大阪府と同様、本市の自殺死亡率は、令和元年までは概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和2年からは、継続して増加傾向にあります

2 枚方市の自殺者数の推移



資料:自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2022 大阪府の各市町村の自殺の内訳(枚方市分のみ)

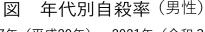
本市の自殺者数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移し、令和元年には36人となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和2年からは増加傾向を示しています。

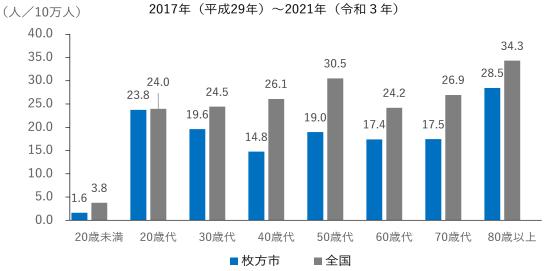
3 自殺者の男女比(2017(平成29年)~2021年(令和3年))

図 枚方市の自殺者数 2017年 (平成29年) ~2021年 (令和3年)

資料:自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2022

4 性別年齢別自殺率の推移





本市の自殺率は、20 歳代の男性で自殺率が全国とほぼ同率です。その他の世代については、全国の自殺率より低くなっています。

図 年代別自殺率(女性)



資料:自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2022

女性の年代別自殺率では、60歳代・80歳代は全国より低くなっていますが、他の世代は大きな差はありません。

5 年代別死亡原因(2017(平成29年)~2020年(令和2年))

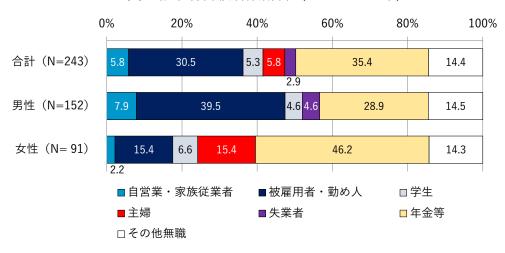
		第1位	第 2 位	第3位	第 4 位	第 5 位
10代	死亡原因	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	その他の新生物
	死者数	8	5	3	1	1
20代	死亡原因	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	その他の消化器系の疾患
	死者数	22	4	4	3	2
30代	死亡原因	悪性新生物	自殺	心疾患(高血 圧性を除く)	その他の神経 系の疾患	不慮の事故
	死者数	25	22	5	5	4
40代	死亡原因	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	自殺	脳血管疾患	不慮の事故
	死者数	80	54	35	17	14
50代	死亡原因	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	脳血管疾患	自殺	肝疾患
	死者数	215	121	35	33	30
60代	死亡原因	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	脳血管疾患	その他の呼吸 器系の疾患	肝疾患
	死者数	710	258	73	43	39
70代	死亡原因	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	脳血管疾患	その他の呼吸 器系の疾患	肺炎
	死者数	1508	629	228	198	153
80代	死亡原因	悪性新生物	心疾患(高血 圧性を除く)	肺炎	脳血管疾患	その他の呼吸 器系の疾患
	死者数	1419	954	476	385	373
90歳以上	死亡原因	老衰	心疾患(高血 圧性を除く)	悪性新生物	肺炎	その他の呼吸 器系の疾患
	死者数	667	634	450	354	243

資料: 枚方市保健所年報

10歳代・20歳代の死亡原因第1位が自殺になっています。また、30歳代の第2位、40歳代の第3位、50歳代の第4位がそれぞれ自殺となっており、年齢が若くなるに従って、自殺が死亡原因の上位を占めています。

6 職業別自殺者数

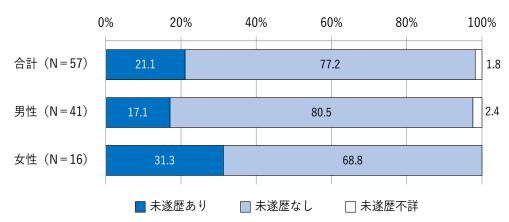
図 職業別自殺者数割合(2017~2021年)



資料:自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2022

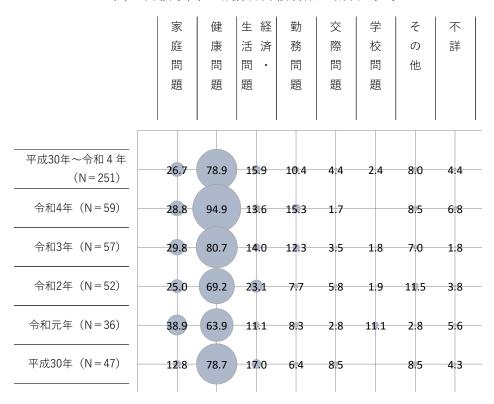
7 自殺者における未遂歴の有無

図 自殺未遂歴の有無(2017~2021年)



8 自殺原因•動機別自殺者数

図 自殺原因・動機別自殺者数の割合(%)



資料:「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」厚生労働省

9 第1期枚方市いのち支える行動計画における指標の取り組み

基本施策1:地域におけるネットワークの強化

- ○自殺対策のためのネットワーク会議の開催
 - ・令和元年8月2日に第1回自殺対策ネットワーク会議を開催しました。自殺対策ネットワーク会議の運営や「枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)」の推進、ゲートキーパー養成研修になどについて協議を行なった。
 - ・令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催とした。枚方市の 自殺の状況や自殺対策防止施策の実施状況についての報告、意見聴取を行いました。
 - ・令和3年度が中間年にあたることから、令和4年3月には、中間評価を行い、各施策達 成度の報告、意見聴取を行いました。

基本施策2:自殺対策を支える人材の育成

- ○市職員・教職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の開催
 - ・令和元年8月2日の第1回自殺対策ネットワーク会議開催にあわせて、ゲートキーパー 養成研修を実施した。理事者や庁内各部署(98/109室・課)が参加した。
 - 令和元年8月2日開催のゲートキーパー養成研修実施後、アンケートを実施し、「理解できた」と回答した割合は98.8%であった。
 - 令和3年2月24日、大阪精神医療センター、断酒会、保健所との合同で地域包括支援 センターや障害者相談支援センターの職員(11事業所、18名)を対象に「依存症の 相談対応」についてのオンライン研修を実施し、その中で枚方市の自殺の状況や対策に ついて講義を行なった。
 - ・令和5年1月18日に市民向け、令和5年1月24日には関係機関従事者向けのこころのサポーター養成研修(※1)を実施した。市民21名、関係機関従事者16名がこころサポーターとして認定されました。

(※1) こころのサポーター研修

こころの不調で悩む人をサポートするため、さらには偏見のない暮らしやすい社会 を作るため、メンタルヘルスの基礎知識や聞く技術などを学ぶプログラム。

基本施策3:生きることの促進要因への支援

- ○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援
- ○遺された人への支援、自死遺族の方々への支援
 - 自殺未遂者支援事業については、枚方警察署や交野警察署から情報提供を受け相談を 希望する対象者に対して、まずその気持ちを受け止め、再度の自殺企図を防ぐために 相談支援を行った。また、対象者に相談の意思がなくても、家族が相談を希望する場合 は、家族相談を行っている。

相談件数 実数 70 件 延べ 380 件 (令和3年度) 相談件数 実数 48 件 延べ 286 件 (令和4年度)

・不安や悩みを抱え自殺について思い悩む相談者の思いを傾聴し、受け止めることにより、 その苦悩を軽減することを目的としている「ひらかたいのちのホットライン(社会福祉 協議会委託事業)」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中、非対面型での相談ニーズは高く、依然として一定数の相談電話を受けている。

相談件数 1061件(令和3年度)

相談件数 1201件(令和4年度)

・借金等の生活の悩みやこころの悩みを抱えながらも、平日は仕事の都合などにより相談窓口に出向くことできない市民を対象に、弁護士や精神科医などの専門職を配置した個別相談窓口を設置し、生きることの阻害要因である健康不安や経済問題の解決に向けた足がかりとすることを目的として、令和2年度より、毎年3月の第2日曜日に、『こころの健康相談会』を実施している。

令和3年度・4年度については、こころの相談へのニーズが特に高かったことから、専 門職は精神科医に特化し実施した。

・自死遺族の支援については、広報ひらかたへの啓発記事掲載や、自死遺族のわかちあいの会「ふきのとうの会」がまとめた冊子の配布を行った。

基本施策4:住民への啓発と周知

- ○相談窓□の周知
- 〇自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における取り組み
- ○市民向け講演会での啓発
- ○広報ひらかた等の活用
 - こころの相談窓口や枚方市のさまざまな相談窓口をまとめたリーフレット「いのちを 支える相談窓口」を令和2年8月に改訂し、庁内各部署や関係機関に配布・配架した。
 - ・市ホームページにおいて、こころの健康相談や枚方市いのち支える行動計画(自殺対策)についての情報を掲載。また、自殺予防週間(9月)および自殺対策強化月間(3月)には、枚方市内だけではなく、全国の活用可能な電話相談窓口の案内を掲載した。
 - 自殺予防週間(9月) および自殺対策強化月間(3月) にあわせて FM ひらかたにて 自殺対策に関する啓発放送を行なっていた。(令和4年2月まで)
 - ・令和元年9月の自殺予防週間には、枚方市駅・樟葉駅にて啓発物品の配布を行った。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大後は、自殺予防週間(9月)および自殺対策強化月間(3月)にあわせて、京阪電車枚方市駅構内にてデジタルサイネージ広告(ひらかたいのちのホットラインとこころの体温計)を表示した。
 - ・自殺予防週間(9月)および自殺対策強化月間(3月)にあわせて、庁舎内の市政情報 モニターに「こころの体温計」についての情報を掲載した。
 - ・令和5年2月及び3月にゲートキーパー講演会を行い、広く自殺対策について周知啓発を行った。
 - ・自殺予防週間(9月) および自殺対策強化月間(3月) にあわせて広報ひらかたに 自殺対策に関する啓発記事を掲載した。令和3年3月には、マンガを活用した特集

記事を掲載した。「自殺は自分に関係のない話ではないと感じた」といった意見や、「ゲートキーパーという言葉を初めて知った。もっとこの言葉が浸透してほしい」など多くの感想が寄せられ、反響があった。

重点施策1:中高年者への支援

- ○包括的な支援のための連携の推進
- ○中高年者の健康不安に対する支援
- ○地域における高齢者や介護者に対する支援
- 〇社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- ・市内13箇所の地域包括支援センターにおいて高齢者や家族等からの相談窓口を設置し、 介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をはじめ、関係機関との連携により、 高齢者の生活全般の相談に対応している。
- 子育てや DV、介護、親子問題、夫婦問題などの家庭問題や、それらを原因とした中高年者が抱えがちな心身の健康問題に関する相談窓口の周知について、引き続き関係機関、関係部署と連携を行った。
- ・退職による役割の喪失や近親者の介護疲れ、配偶者との離別・死別などにより、孤立・孤独のリスクを抱える高齢者やその家族への支援につながるよう、情報発信を行った。

重点施策2:子ども・若者への支援

- 〇児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実施
- ○若者が抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実
- ○社会全体で若者の自殺リスクを減らす取り組み
- ○支援者への支援
 - 計画立案時より、子どもの SOS の出し方教育について教育委員会との連携を図るための協議を実施したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大による体校等により、以後について協議の実施を見合わせている。
 - 教育委員会では、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」の周知をはじめ、中学校ではスクールカウンセラー、小学校では心の教室相談員を配置し、SOS を出しやすい環境を整備している。
 - ・令和3年度は子どもの心のサインの可視化のため、児童・生徒の気持ちを視覚化する ツールを2中学校及び4小学校で試行実施した。
 - ・子どもたちが自らのこころ状態を知ることができるよう、モバイルで利用可能なメンタルヘルスチェックのツールとして、「こころの体温計」の周知啓発を行った。
 - ・保健所における精神保健相談や精神科専門医師相談を活用し、当事者である児童・生徒 だけではなく、教職員や支援者からの相談についても対応した。

重点施策3:経済問題に関わる取り組み

- ○相談支援の充実と周知
- 〇生活支援と自殺対策の連動
 - ・健康福祉総合相談担当内の自立相談支援センターにて、生活困窮者からの相談及び自立 に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施した。

令和4年度新規相談件数:○件(確認中) (延べ相談支援件数:○件(確認中)

重点施策4:勤務問題に関わる取り組み

- ○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進
- ○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知
 - ひらかた健康優良企業(45 社)へ健康に関する情報提供やポスターを配付した。希望があった企業へ健康教育を実施し、全企業に向けて、オンラインセミナー、動画配信を実施した。また、健康経営エキスパートアドバイザーの所属する枚方市スポーツ協会と協力して健康経営セミナーを実施し、企業へ従業員の健康づくりに取り組む必要性を啓発した。
 - ・働く人のメンタルヘルスをはじめ、健康問題に関する適切な対応方法の啓発、健康教育等を実施した。
 - ・啓発や健康教育についてはオンラインで開催し、より多くの方に受講してもらえるように工夫した。
- 10 第1期枚方市いのち支える行動計画における指標の達成状況

⇒ 資料②―2をご覧ください。

11 枚方市における自殺をめぐる現状(自殺対策に関する意識調査より)

⇒ 資料②-3をご覧ください

12 対策が優先されるべき対象について

表 地域の主な自殺者の特徴(2017~2021年合計自殺日・住居地)

自殺者の特性 上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 *(10 万対)
1 位:男性 60 歳以上 無職同居	25	10. 3%	17. 0
2 位: 男性 40~59 歳 有職同居	24	9. 9%	11.7
3 位∶女性 60 歳以上 無職同居	22	9. 1%	9. 6
4 位:女性 40~59 歳 無職同居	19	7. 8%	14. 5
5 位:男性 60 歳以上無職独居	16	6. 6%	69. 0

背景にある主な自殺の危機経路**
失業(退職) →生活苦+介護の悩み (疲れ) +身体疾患→自殺
配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
近隣関係の悩み+家族間の不和→う つ病→自殺
失業(退職) +死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料:自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2022

13 枚方市の地域特件のまとめ

<地域自殺実態プロファイル・人口動態統計から>

- ① 本市における自殺者数と自殺死亡率は、平成 22 年以降の減少傾向の後、平成 27 年にいったん増加に転じ、その後、令和元年までは概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和 2 年からは増加傾向を示しています。
- ② 自殺者数の男女別割合は、男性が多くなっています。
- ③ 年代別自殺死亡率は、女性の30歳代と70歳代が全国を上回っています。男性のすべての年代で全国を下回っています。
- ④ 年代別死亡原因では、10歳代から20歳代の1位が自殺となっています。30歳代では2位、40歳代では3位、50歳代では4位に自殺が入っています。
- ⑤ 職業別自殺者割合は、無職者が多く、特に年金受給者等が最も多い割合となっています。 有職者では被雇用者・勤め人が多くなっています。
- ⑥ 自殺者において、自殺未遂歴があるのは、男性と比べて女性の方が多くなっています。
- ⑦ 自殺原因·動機別自殺者数では、健康問題が最も多くなっています。次いで、家庭問題、 経済・生活問題となっています。

<枚方市「自殺対策に関する意識調査」から>

- ① 自殺対策に関する事柄の認知度について、「ゲートキーパー」や「こころの体温計」を 知っている人はいずれも10%前後となっており、前回調査から横ばいとなっています。
- ② 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、助けを求めることへのためらいを 感じる人は 37.1%います。ためらいを感じる理由としては、身近な人に相談したくない (41.3%)、悩みを解決できるところはない(39.4%)、専門機関に相談したいがハードル

が高い(29.0%)となっています。

- ③ 自ら命を絶ちたいと考えたことがある人、周囲で命を絶った/絶とうとした方がいた人、 自ら命を経とうとした経験がある人では、悩みやストレスを感じた時に相談したり、助け を求めたりすることにためらいを感じる割合が高くなっています。
- ④ 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人が周囲に「いる」と思う人は 81.5%ですが、年齢が高くなるにしたがって低下し、特に 80 歳代では大きく減少しています。
- ⑤ 自ら命を絶ちたいと考えたことがある人は 25.8%ですが、18 歳~49 歳までの 30%以上が「考えたことがある」と回答しています。特に、18~29 歳の女性のうち 47.4%、30歳代女性のうち 42.4%が「考えたことがある」と回答しています。
- ⑥ 「自ら命を絶ちたい」と考えたことがある人のうち、1 年以内に考えた人は 29.0%ですが、年代別では 80 歳代が 35.3%、70 歳代が 33.3%、50 歳代が 32.9%と高くなっています。
- ⑦ 1年以内に「自ら命を絶ちたい」と考えたきっかけは、「家庭問題」(44.5%)が最も多く、次いで「人間関係」(40.9%)、「経済・生活問題」(34.5%)「勤務問題」(29.1%)「健康問題」(26.4%)となっています。
- ⑧ 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたときの専門の相談窓口の利用として、「何も利用しない」人は 14.4%となっていますが、その理由としては、「根本的問題の解決にならない」(52.1%)が最も高く、次いで「どれを利用したらよいか分からない」「精神的な悩みを話すことに抵抗があるから」となっています。
- ⑨ 児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思う人は 80.8%となっています。また、内容については、「周囲の人に助けを求めることは恥ずかしいことではないこと」(67.3%)が最も高く、次いで、「ストレスへの対処方法」(59.1%)、「こころの問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」(53.4%)となっています。

具体的な対策としては、「悩みを抱え込まずに周囲に助けを求めることを学ぶ教育(SOSの出し方教育)」(70.3%)が最も高くなっています。

⑩ 有効な自殺対策としては、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」(50.9%)、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」(47.4%)が多く、大切だと思う自殺対策としては、「相談体制の充実、支援策や相談窓口情報のわかりやすい発信」(51.5%)が最も高くなっています。

年代別でみると、高齢者層では「相談体制充実」「高齢者の孤独を防ぐ対策」、若年者層では「勤務問題」「子ども若者対策推進」が多くなっています。また、全世代を通じて、「精神科医療をより受けやすくする体制強化」や「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進」も40%以上となっています。



枚方市において必要な対策

- 〇 【追加】関係機関・団体との更なるネットワーク・連携の推進(基本1)
- 自殺対策を支える関係機関の職員や市民を対象とした人材の育成(基本2)
- 〇 【追加】自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮(基本3)
- 【加筆】あらゆる相談窓口において自殺リスクを抱える可能性のある問題に ついての相談が行われる可能性があることから、適切な支援を行うための 包括的な相談支援体制の確立(基本3)
- 自殺対策についての理解を深めるための、市民への啓発実施(基本4)
- 自殺死亡率等から各年代別に重点的に行う取り組みとして、「中高年者」、 「子ども・若者」への支援、自殺原因から重点的に行う支援として「経済問題や就労支援」「勤務問題」への支援(重点1~4)
- 子ども・若者が自殺対策について学ぶ機会の構築(重点2)

第3章 自殺対策の方向性

枚方市では、令和4年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱を踏まえ、次のような基本理念のもとに、自殺対策関連施策を総合的・計画的に実施していきます。

基本理念

誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるように、 社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健や かに暮らせる「ひらかた」を目指します。

【自殺対策の方向性】

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方自治体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化 し、その連帯・協働を推進する
- 6 (案)自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する ※大綱より

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、生活問題、健康問題、家庭問題等の「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の物事のとらえ方、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策については、「事前対応」「危機対応」「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

1)「事前対応」心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等について の正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行う。 更にその前段階の取り組みとして、学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進していく必要があります。

- 2)「危機対応」現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺に至らないよう対応 を行う。
- 3)「事後対応」不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚 等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない取り組みを行 う。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った 人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、 市民の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、協力を得ながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体・企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口および相談者の抱える課題に 対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、 保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が 可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6 (案)自殺者等の名誉および生活の平穏に配慮する ※大綱より

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められています。自殺対策に関わるものは、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいく必要があります。

施策体系

基本施策

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成
- 3. 生きることの促進要因への支援
- 4. 住民への啓発と周知
- 5. (案) 女性への支援 ※大綱より

重点施策

- 1. 中高年者への支援
- 2. 子ども・若者への支援
- 3. 経済問題に関わる取り組み
- 4. 勤務問題に関わる取り組み

第4章 第2期計画の基本的な考え方

1. 第2期計画の特長

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みを指します。枚方市においては、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「生きることの促進要因への支援」「住民への啓発と周知」「女性への支援」の5つの施策について、それぞれを連動させて総合的に推進します。

また、重点施策とは、本市が抱える特有の課題に対応するために必要な施策を指します。 本市の自殺死亡率を年代別にみると、男性は80歳以上、女性は70歳代がもっとも高く、 次いで男性は20歳代、女性は50歳代となっています。特に30歳代女性と70歳女性は 全国の自殺死亡率より高くなっています。

市民意識調査では、自ら命を絶ちたいと考えたことのある人のうち、1年以内に考えた人は、年代別では80歳以上、70歳代、50歳代が多く、職業別では、無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)、勤めている(派遣・パート・アルバイト)、学生、勤めている(常勤:管理職・会社団体等の役員)となっています。

また、「枚方市自殺実態プロファイル(自殺総合対策推進センター作成)」の結果において、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取り組みが推奨されていることから、「中高年者への支援」「子ども・若者への支援」「経済問題に関わる取り組み」「勤務問題に関わる取り組みを本市における重点施策として位置づけ、対策を推進していきます。

2. 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

〇自殺対策のためのネットワーク会議の開催

本市の自殺対策について、庁内外の各分野(医療・福祉・労働・教育・司法等)の関係機関で共通認識を持ち、連携・協力しながら総合的に推進します。

〇他の事業を通じて地域に展開されているネットワークとの連携

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク、特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携体制を整備します。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
自殺対策ネットワーク会議の充実	医療機関、警察署、消防署、枚	連携分野の拡大	
(保健医療課)	(保健医療課) 方市社会福祉協議会、市		

※現状値については、自殺対策ネットワーク会議の参加機関

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

〇市職員・教職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の開催

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進していく上での基礎となります。市職員や教職員、関係機関、市民を対象とするゲートキーパー養成研修を実施します。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
ゲートキーパー養成研修を受講した者が所属する			
課の割合(庁内)			
(保健医療課)			
ゲートキーパー養成研修における理解度			
受講後に「理解できた」と回答した割合			
(保健医療課)			

ゲートキーパーとは

『命の門番 (=ゲートキーパー)』と位置付けられる人のことで、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人のことです。特別な資格はありません。 行政や関係機関等の窓口、家族や同僚、友達等様々な立場からその役割を期待されます。

ゲートキーパーの役割

「気づく」: まわりの人のいつもと違う変化に気づき、声をかける

「傾 聴」: 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

「つなぐ」: 必要があれば早めに専門家に相談するよう促す

「見守り」: つないだあとも、温かく見守る

基本施策3 生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

自殺の再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、警察(枚方警察署・交野警察署)からの支援対象事案情報提供書や医療機関等からの連絡を受け、支援対象者へ連絡し、自殺未遂者への支援を行います。支援対象者の背景にある問題を把握し、その解決に必要な相談窓口や関係機関の専門相談等を紹介し、相談につなぐ場合は、対象者の状態や能力等に応じて、連絡や同行など必要な支援を行います。

○遺された人への支援、自死遺族の方々への支援

大切な人を亡くされた家族や周囲の人々の心情に配慮し、大切な人を自死で失った苦しい気持ちを分かち合う場として、自死遺族わかちあいの会「ふきのとうの会」の案内や悩みの相談窓口等の情報提供を行います。

また、「ふきのとうの会」をはじめ、遺族と接する機会の多い関係機関と連携し、遺族の プライバシーに配慮しつつ、必要なケアにつなげます。

さらに、自死や自死遺族の方々への正しい理解を促進するための啓発活動を様々な機会 を通じて実施します。

自死遺族支援とは

「大切な人を自死で亡くした人が故人のいない人生を行き続けるための総合的な支援」 全国自死遺族総合支援センター

自死遺族支援の対象は

親子、配偶者、きょうだいなどに限定されるものではなく、親戚、友人、恋人、同僚なども含む「自死した人と近い関係にあった人」です。 自殺予防総合支援センター

〇自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化しています。また、日々の生活でぶつかるさまざまな問題を一人ですぐに解決することは難しくなってきています。このような中で、各々の相談窓口でキャッチした自殺リスクを抱える可能性のある人や世帯に対する支援を実施します。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
悩みを抱えた時やストレスを感じた時、支援を求			
めることにためらいを感じる人の割合			
(保健医療課、市民意識調査)			
電話相談事業(①ひらかたいのちのホットライン、			
②こころの健康相談統一ダイヤル)を知っている			#
人の割合(保健医療課、市民意識調査)			

第〇回枚方市自殺対策計画審議会 意見聴取会より抜粋

ふきのとうの会 ~自死遺族わかちあいの会~

(ヒアリング内容を記載予定)

ふきのとうの会

~自死遺族のわかちあいの会~

愛する家族との突然の別れ… なぜ? どうして? 私が悪かったから?↓ 遠された家族は様々な"おもい"に苦しみます↓ 怒り、悲しみ、悔恨…↓ そうして、その"おもい"を人に話せないのです↓ 家族同士でもお互いに避けてしまいます↓ ふきのとうの会で亡き人への"おもい"を↓ おもいっきり語りあいませんか ↓

《わかちあいのご案内》

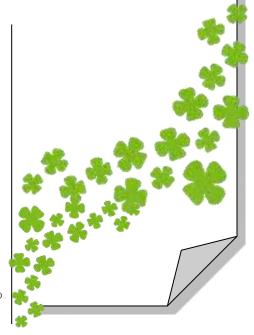
◆場所 ラポールひらかた(京阪枚方市駅北口から徒歩約3分) *当日のお部屋は、会場入口の掲示板でご確認ください。

◆時間 14:00~16:00

◆参加費 300円

◆日程 毎月第4土曜日 (会場などの都合で変更することがあります)。

*わかちあいの後に、ゆっくり話せるティータイムを設けています。



第〇回枚方市自殺対策計画審議会 意見聴取会より抜粋

ひらかた いのちのホットライン

眠れない、もう頑張れない、生きることがつらい… いろいろな悩みや、誰にも言えない気持ちを安心して話せる場で す。あなたの気持ちを話してみませんか?

ひらかた いのちのホットライン



名前を名乗る必要はありません。秘密は厳守します。

TEL 072-861-1234

月•水•金曜日 午後1時~午後8時

ひらかたいのちのホットライン代表

(ヒアリング内容を記載予定)

基本施策4 住民への啓発と周知

○相談窓□の周知

庁内・庁外のさまざまな分野の相談窓口をまとめたリーフレット「いのちを支える相談窓口」を関係機関等に配布・設置し、相談窓口の周知を図ります。また、適宜改訂を行っていきます。

〇自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における取り組み

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、啓発キャンペーンを実施し、自殺予防についての啓発を強化します。

○市民向け講演会での啓発

自殺対策に関連する講演会を実施し、正しい知識の普及や情報発信を行います。

〇広報ひらかた等の活用

「広報ひらかた」や市の公式 LINE で、自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、 自殺対策関連の情報の掲載や案内を行うことにより、自殺対策施策の市民への周知と啓発 を図ります。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
「ゲートキーパー」という言葉を知っている人			
の割合			1
(保健医療課、市民意識調査)			/
「こころの体温計(モバイルによるメンタルチ			
ェック)」を知っている人の割合			#
(保健医療課、市民意識調査)			

「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」について

自殺対策基本法第7条に規定されています。

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」とされています。また、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」とされています。どちらも全国でさまざまな啓発活動や相談支援活動が集中的に実施されています。

基本施策5(案)女性への支援

現 坎			
課題			

取り組みの方向

3. 重点施策

重点施策1 中高年者への支援

現状

- ・枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の2017年~2021年の5年間の自殺者において、上位5区分すべてが40歳代以上となっています。
- ・女性では、30歳代と70歳代の自殺率が全国の自殺率よりも高くなっています。女性の40歳代、50歳代、70歳代は全国よりは低くなっていますが、大きな差はありません。
- 最近1年以内に自ら命を絶ちたいと考えたことがある人のうち、50歳代が32.9%、70歳代が33.3%、80歳以上が35.3%と上位を占めています。
- •「自ら命を絶ちたい」と思ったときの対処として、「何もしなかった」と回答した人の うち、70歳代・80歳以上の割合が高くなっています。
- •「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、中年層は「家庭問題」「経済・生活問題」 が多く、高齢層は「家庭問題」「健康問題」「人間問題」が多くなっています。
- ・自殺対策で大切だと思うこととして、「相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報のわかりやすい発信」が1番目に多く、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が2番目に多くなっています。

課題

中高年者が健康不安等を抱えたときに相談できる体制づくりや高齢者が地域で安心して生活が送れるような支援が必要です。

取り組みの方向

○包括的な支援のための連携の推進

悩みやストレスを感じたときに、一人で抱え込まずに気軽に相談できる体制づくりを行います。子育てや DV、介護、親子問題、夫婦問題などの家庭問題やそれらを原因とした中高年者が抱えがちな心身の健康問題について、相談を希望される方のニーズの把握およびニーズに沿った課題解決を目標として、地域包括支援センターなどの関係機関や本市関係部署と、さらなる連携を図ります。

〇中高年者の健康不安等に対する支援

医療機関や関係機関と連携しながら、自分の心身の不調に早期に気づき、相談につなげる ため、また、周囲の者や支援者の気付きの力を高めるため、啓発と相談窓口の周知を図りま す。健康、医療、福祉の専門的知識を持つ者による総合的な支援や健康相談など、市民の健 康づくりの取り組みを支援します。

○地域における高齢者や介護者に対する支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者や高齢者を支える家族等の介護者への支援を推進します。

〇社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢世帯や高齢単独世帯が増加している中、高齢者の社会参加の促進が重要となるため、地域づくり、元気づくり、仲間づくり、介護予防を目的とした取り組みを推進します。

〇(案)情報発信の工夫と推進

退職による役割の喪失や近親者の介護疲れ、配偶者との離別・死別などにより孤立・孤独のリスクを抱える高齢者やその家族への支援につながるよう、ホームページや SNS での情報発信に努めます。 ※中間評価より

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
「ひらかた健康ほっとライン24」における中高			
年者(40歳以上)の相談利用数			
(保健医療課)			,
地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)			
における相談			
(健康福祉総合相談課)			

重点施策2 子ども・若者への支援

現状

- ・ 枚方市の年代別死亡原因では、10歳代~20歳代の1位が自殺となっています。
- ・市民調査で、「これまで自ら命を絶ちたいと考えたことがある」のは 18・19・20 歳代で 43.0%、30歳代で 35.6%となっています。「最近 1 年以内」で考えたこと があるのは、18・19・20歳代で 28.3%、30歳代で 30.8%となっています。
- •「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、若年層は「人間関係」「家庭問題」「経済・ 生活問題」「勤務問題」が多くなっています。
- ・自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、「何も利用しない」が 18・19・20 歳代では 25.2%となっており、そのうち 55.6%が「どれを利用したらよいかわからない」と答えています。その次に「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」「根本的な問題の解決にはならないから」と答えている人が多くなっています。
- ・自殺対策で大切だと思うこととして、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進」が 45.7%となっています。

課題

子ども・若者が自殺対策について学ぶ機会や若者が悩みを抱えているときに相談できる体制づくりが必要です。

取り組みの方向

〇子ども・若者の SOS の出し方に関する教育の実施

市内の小中学校、高校等において、子ども・若者が今後さまざまな困難、課題に直面したときに、その対処方法を身につけるための SOS の出し方教育の具体的な方法を検討し、実施します。あわせて、子ども・若者が悩みを抱えているときに安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりに努めます。

〇若者が抱えやすい課題に着目した生徒・学生等への支援の充実

いじめや周囲との人間関係、デート DV、LGBTQ、進路、家庭内での悩み、経済的困難など若者が抱える悩みは多種多様です。地域の関係機関や学校関係者等へ相談できる体制を整えます。

○社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるため、青少年育成指導員や民生委員・児童委員など地域の住民や関係機関が連携し、適切な支援につなげられるよう取り組みます。また、若者が悩みを抱えているときに、適切な相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を行います。

○支援者への支援

児童・生徒が今後社会において様々な困難に直面した際に、その対処方法を身につけることができるような環境づくりを目指し、教職員等に対し研修等を行います。また、教職員や支援者からの、児童生徒への対応方法に関する相談についても対応します。

※中間評価における優先事項として記載

新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化等により、小中高生の親世代を取り巻く状況の変化(雇用や経済など)が、今後、本市の若年層の自殺に影響を与える可能性があるため、子どもが SOS を出しやすい環境整備について、引き続き、教育委員会と協議を行い、教育と福祉の連携を強化しながら対応していきます。

取り組みの指標

1F.1±		A ==	+44.44-4-4-
指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
子どもの SOS の出し方教育		体制の整備	_
(保健医療課、教育委員会)		と実施	
「こころの体温計」の子ども・若者(10			
歳代、20歳代、30歳代)の利用数			*
(保健医療課)			

重点施策3 経済問題に関わる取り組み

現状

- •「自殺総合対策推進センターによる自殺実態プロファイル」によると、本市の2017年~2021年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、4区分が無職者となっています。
- ・本市の自殺原因・動機別自殺者数について、「経済・生活問題」が2番目に多くなっています。
- ・市民調査で、「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて全体でみると、「経済・ 生活問題」が3番目に多くなっています。
- •「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の5.5%となっています。

課題

生活困窮の状態にある方への相談支援の充実が必要です。

取り組みの方向

○相談支援の充実と周知

様々な背景を抱える生活困窮の状態にある方や生活困窮に至る可能性がある方、支援につながっていない方等に対して、早期にかつ効果的に支援を行えるよう就労支援実施機関をはじめとした多分野の関係機関による相談支援を充実させます。

また、様々な問題に対する相談窓口の周知を行います。

〇生活支援と自殺対策の連動

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取り組みと自殺対策との連携を強化します。生活困窮の状態にある方が抱える課題は自殺リスクにつながることがあるため、相談機会において、問題状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげるなど、自殺リスクの軽減を図ります。

※中間評価における優先事項として記載

厚生労働省が公表した「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」(令和 2 年 10 月 21 日)においては、緊急小口資金、総合支援資金等の政府の支援策が自殺者の増加を抑制している可能性を示唆しています。本市の生活困窮者からの新規相談受付件数は大幅に増加しており、引き続き生活に困窮している市民への周知や支援を行い、また、相談者が抱える複合的な課題については、相談者の同意を得た上で関係機関、関係部署と情報共有するとともに、それぞれの役割について協議するなど連携を強化していきます。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
生活困窮者からの新規相談受付件数 (生活福祉課)			/*

重点施策4 勤務問題に関わる取り組み

現状

- ・枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の2017年~2021年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、2位が有職者となっています。
- ・市民調査で、「最近1年以内で自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて、全体では「勤務問題」が29.1%ですが、30歳代では50.0%が「勤務問題」を挙げています。
- •「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の5.5%となっています。

課題

勤務問題による自殺リスクの軽減のため、庁内外の関係機関の取り組みが必要です。

取り組みの方向

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進

長時間労働、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、職場の人間関係等の勤務 問題に端を発する自殺リスクを低減するため、北大阪労働基準監督署や枚方公共職業安定 所などの関係機関と連携し、労働者や経営者への相談支援の機会の充実、相談内容に応じた 支援を早期に行うための連携などの取り組みを推進します。

○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知

近年、長時間労働等による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の重要性が増しています。労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できる窓口の周知や勤務問題・メンタルヘルス対策に関する研修やリーフレットの配布などを行います。

また、企業が行う社員の健康づくりの支援を行います。

取り組みの指標

指標	現状値(令和6年度)	令和 10 年度目標	推進方向
ひらかた健康優良企業への支援実績			
(健康教育や保健所つうしん、資料提供、			-
個別相談数等)			/
(健康づくり・介護予防課 保健医療課)			

第2期枚方市いのち支える行動計画における指標と目標値					
		施策	取り組み指標	現 状	令和 10 年度目標
	1	地域における ネットワークの強化	自殺対策ネットワーク会議の充実	医療機関、警察署、 消防署、枚方市社 会福祉協議会、市	連携分野の拡大
	2	自殺対策を支える	ゲートキーパー養成研修を 受講した者が所属する課の 割合(庁内)	_	
	_	人材の育成	ゲートキーパー養成研修における理解度。受講後「理解	_	_
基本施策	3	生きることの促進への支援	決定後作成	ζ	
	4	住民への啓発と周知	「こころの体温計(モバイルによる メンタルチェック)」を知っている 人の割合		
	1	中高年者への支援	「ひらかた健康ほっとライン24」 における中高年者(40歳以上) の相談利用数		
	1	中尚年有への又抜	地域包括支援センターにおける 相談		
重点	2	714 # 7 . 0 + 17	子どもの SOS 出し方教育	_	
施策		子ども・若者への支援	「こころの体温計」の子ども・若者 (10歳代・20歳代・30歳代)の 利用数		
	3	経済問題に関わる 取り組み	生活困窮者からの新規相談 受付数		
	4	勤務問題に関わる 取り組み	ひらかた健康優良企業への 支援実績		

第6章 いのち支える自殺対策における取り組み (枚方市の生きる支援関連施策一覧)

自殺対策は「生きることの包括的支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かすため、庁内の関連事業の棚卸し作業を行い、5つ(案を足した数)の基本施策と4つの重点施策の具体的な取り組みとしてまとめています。

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

〇自殺予防対策のためのネットワーク会議の開催

事業・取り組み	内容	関係課
自殺対策ネットワーク会議	自殺対策を総合的に推進する為、医療、福祉、労働、教育、警察、消防、司法等の関係者で構成される「自殺対策ネットワーク会議」を開催し、庁内外のネットワーク	◇保健医療課
自殺未遂者支援ネットワーク会議		〉保健医療課
○他の事業を通じ	現在確認中です	
事業・取り組み 児童虐待防止部会 (要保護児童対策 連絡協議会)	内容 児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携強化 とネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支 服の必要性については深思熱を持ち、お互いに連携す	関係課 >子ども支援課
XE110 100 034 ZX	る事で、最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な支援に結びつけていく。	
枚方市子ども・若 者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するために設置し、早期に必要な支援につながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上を目指す。	◇子ども相談課
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待について、早期に適切な対応ができる体制整備を目指し、高齢者サポートセンターと警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催する。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
小地域ネットワー ク活動推進事業	社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。	◇健康福祉政策課
生活困窮者自立支 援制度支援会議	生活福祉室内の自立相談支援センターが中心となり、 関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換等 を行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会 議	DV の早期発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、ひらかた DV 相談室を中心として、大阪府女性相談センターや警察署などの関係機関及び庁内関係部署と被害者支援に関する情報共有、連携強化を図る。	◇人権政策室

障害者虐待防止関	障害者虐待について、地域の関係機関等の連携及び連絡	◇福祉事務所	障害
係機関会議	を密にして対応するため、被虐待者の発見からサポート	支援課	
	に至るシステムの検討や障害者虐待の実態についての		
	情報共有等を実施し、ネットワークの強化を行う。		

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

〇市職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の開催

事業・取り組み	内容	関係課
[市職員向け] 職場外研修事業	意識的にゲートキーパー研修などを受講し、自身のメンタルヘルスの気づきを促すと共に、市民に対する気づき役としての視点も得ることを目標とする。加えて適切な支援機関情報を認識し、支援の連携意識をもつ。	◇全課および保健医 療課
	自殺につながりうるメンタルヘルス問題に関する研修を実施する。職員一般を対象に実施するとともに、昇任時の必須研修の内容とすることで、職員自身がメンタルヘルス問題を身近にとらえ、仕事や日常への影響を理解するとともに、自分に合ったストレスの解消法や付き合い方を見つけることにつなげる。	◇人事課 (職員に対し、各種 研修を実施) ◇保健医療課
[関係機関・市民向け] 自殺予防対策事業	市民や関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成 研修を実施し、自殺の危機を示すサインに気づき、声を かけ、話を聞いて、必要な支援に繋ぎ、見守る「ゲート キーパー」の養成を行う。	◇保健医療課
[関係機関・市民向け] 関係機関への取り 組み	介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。各サービス利用窓口では、家族や当人が抱える様々な問題を察知する機会にもなる。その意味において、介護事業所等の職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づきの役割としての視点をもってもらう。同時に相談機関の情報を得てもらうことで適切な支援につなげられるよう努める。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課 ◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課
	職員および関係する消防組合員、水防組合員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもってもらう。加えて適切な支援機関情報を知ってもらうことで、支援の連携意識をもってもらう。	◇危機管理政策課

基本施策 3 生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

	200000000000000000000000000000000000000	
事業・取り組み	内容	関係課
自殺未遂者支援	警察や医療機関から保健所に連絡のあった自殺未遂者	◇保健医療課
	に対し、対象者または、その家族などの相談に早期に対	
	応し、自殺企図の要因に応じた相談先を紹介するなど	
	の支援を行う。	

〇遺された人への支援、自死遺族等への支援

事業・取り組み	内容	関係課
精神保健相談	相談のあった自死遺族に対し、心の健康に関する相談に 応じ、関係機関と連携を図り適切な支援を行う。また、 大切な人を自死で失った苦しい気持ちを分かち合う場 として、自死遺族わかちあいの会「ふきのとうの会」の 案内や悩みの相談窓口等の情報提供を行う。	◇保健医療課

O自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事	電話相談事業(ひらかた いのちのホットライン)を実	◇保健医療課
業	施し、傾聴を主とした相談に応じる。また、電話相談員	
	対象のフォローアップ事業を実施する。	
母子保健事業	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険	◇健康寿命推進室
	があるため、妊娠・出産直後の早期段階から保健師等が	日母子保健課
	関与し、専門機関と連携しながら必要な助言・指導等を	
一	行う。	 ◇子ども相談課
家庭児童相談事 業	全ての子どもが健全に育ち、持っている力を最大限に発揮して生きていけるよう、子ども及びその家庭等の様々	◇ナムも他談話
末 	揮して至さていけるよう、子とも及りている庭寺の様々 な相談に応じ、常に子どもの最善の利益を考慮し、子ど	
	なやの保護者への支援を継続的に提供する。	
親支援プログラ	子育ての知識やスキルを学び、自信を向上させるため	◆子ども相談課
<u>Д</u>	に、幼児を持つ保護者を対象にグループによる親支援プ	
	ログラムを実施する。	
ひきこもり等子	- おおむね 15 歳から 39 歳のひきこもり、ニート、不登	◇子ども相談課
ども・若者相談支	校等、困難を有する子ども・若者やその家族等からの相	
援事業	談を受ける中で、必要に応じて保健所等と連携し、サポ	
	ートを行っている。その他、居場所支援事業「ひらぽ」	
	や「家族の会」の実施、機関紙「ひらぽう」の発行等も	
	行い、相談窓口の周知を図る。	
青少年サポート	青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等	◇子ども青少年政策
事業	の専門相談員を配置し、おおむね26歳までの若者及び	課
	保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気	
	軽に相談できる窓口を月2回開設している。	^
地域就労支援事	障害者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者	◇商工振興課
業	等、様々な就労阻害要因のために就労できない方に対す	
	る雇用・就労支援のための相談や就職に結びつくスキル	
高齢者サポート	を身につけるためのパソコン講習会などを実施する。 市内13箇所の高齢者サポートセンターにおいて高齢	◇福祉事務所 健康
同断句リホート センター総合相	中内 13 国別の高齢有りが一下センターにおいて高齢	福祉総合相談課
	旬や多族等が500個談志しを設置している。 介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援を	
	一はじめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の	
	相談に対応している。	
健康・医療に関す	健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育児、	◇保健医療課
る電話相談事業	メンタルヘルスに関して、24 時間 365 日対応する電	
	話相談窓口を、平成 28 年 7 月より「ひらかた健康ほっ	
	とライン 24」として開設。 医師・保健師・看護師等の専	
	門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する	
	相談ができる安心感を確保する。	

医療相談	電話や面接等で医療に関する相談に応じ、医療の安全と	◇保健医療課
达尔代献 	電話や面接等で医療に関する相談に応じ、医療の女主と 信頼、質の向上につなげ、市民が適切に医療を活用でき るよう支援する。	◇ 体性△椋⊶
健康相談事業	心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康 維持・増進に役立たせることを目的に健康相談を実施す る。保健指導や助言を行い、必要時適切な機関につなぐ。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防担当
精神保健相談、訪問指導	心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、 適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、 家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問等にて応 じる。	◇保健医療課
生涯学習市民センター活動委員 会事業	菅原生涯学習市民センター活動委員会主催の「うつ病情報交流会」を実施することで、同じ境遇や悩みのある人同士のつながりを支える。	◇文化生涯学習課
民生委員・児童委 員の地域におけ る活動	民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に努める。また、必要な関係機関へつなげていく。	◇健康福祉政策課
コミュニティソ ーシャルワーカ ー事業	高齢者や障害者、ひとり親家庭などの援助を要する方を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うため、コミュニティソーシャルワーカーを配置する。	◇健康福祉政策課
障害者相談支援 センター	障害者相談支援センターでは障害のある方やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用相談や、自立生活のサポート等をおこなっている。また、障害者相談支援センターに併設している地域活動支援センターでは、センターの特性や地域の実情に応じた創作・生産活動、社会との交流の機会を提供している。	◇福祉事務所 障害 支援課
障害者虐待防止 啓発	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。	◇福祉事務所 障害 支援課
ひとり親家庭等情報交換事業	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換の場を設ける。	◇人権政策室 ◇子ども相談課
ひとり親家庭等 の福祉に関する 業務	ひとり親家庭等の日常生活を支援するため、家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣や、就業に向けた資格取得を支援する自立支援給付金事業、福祉資金の貸付の他、必要に応じて関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行う。	◇子ども相談課
男女共生フロア 等における各種 相談事業	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて女性のための相談事業(電話・面接・法律)を実施する。また、枚方人権まちづくり協会において、男性のための生き方相談を実施する。	◇人権政策室
ドメスティック・ バイオレンス被 害者支援の充実	配偶者やパートナーからの暴力被害者の相談や支援を行う。DV 被害から回復するための教育プログラムの開催やDV相談窓口案内カードの配布等により周知に努める。(DV:配偶者等からの暴力)	◇人権政策室

人権ケースワー ク事業	枚方人権まちづくり協会に委託し「人権なんでも相談」 を実施し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに 取り組む。	◇人権政策室
市民相談(他の課の所管するものを除く)	相談担当職員による「生活相談」にて、相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等日常生活における困りごとの相談や、それに伴う法律相談等の専門相談員による「専門相談」を実施する。市民の様々な相談に応じ、適切な支援につながる体制を作る。	◇広聴相談課
行政相談週間行事「行政と暮らしの一日相談所」の 実施	行政相談週間において、「行政と暮らしの一日相談所」を 開設し、相続や登記、税金、年金など、日常生活で生じ る様々な悩みごとについて、それぞれ専門の相談担当者 が相談に応じる。	◇広聴相談課
公有財産の管理 に関する事務	低利用の公有財産が自殺発生の場所とはならないよう に、ネットフェンスの設置等や巡回等を行うなど、進入 防止対策等を進める。	◇総務管理課

基本施策 4 住民への啓発と周知

〇相談窓口の周知

	重相談窓口の情報を掲載した冊子や啓発グッズを作	
ポスターや、窓口 でのリーフレットの配架等 ・12 ・13 ・14 ・15 ・17 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18	フ、関係機関・団体や市民に配布することにより、広 市民への情報提供と啓発を行う。 主きることの包括的な支援」や相談機関等に関する スターの掲示や、相談リーフレットを配架する取り かにより、住民に対する啓発の機会をつくる。 生涯学習市民センター内掲示/配架 シルバー人材センターでの活用の促進 丁事開催時にリーフレット配布 文方市地域就労支援センター(特定非営利活動法人枚 人権まちづくり協会内)にリーフレット配架 子育て広場等、保護者が集い交流できる場や、教育相 機関、各教室がある施設内に配置 研修資料の1つに相談先リーフレットを配布し教員 身、児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図る。 市税のしおりに掲載する。	◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

窓口での情報提供	来庁者は様々な事情から経済的な困難を抱えている場合があり、状況に応じて関連部署と連携し、多重債務相談、自立支援、DV被害支援等に関する窓口等の情報提供を実施する。	◇国民健康保険課
	利用者は様々な事情を抱えている場合も多く、状況に 応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓 口等の情報提供を実施する。	◇学校支援課
イベント時の啓発	大学の学園祭等の行事の際、エイズキャンペーン等の 啓発とともに自殺対策に関する正しい情報を普及す る。	◇保健予防課
	清掃工場での環境フェスタ・ごみ減量フェア等で相談 先の情報を掲載したリーフレットを配ることで、住民 に対する啓発の機会をつくる。	◇ごみ減量推進課
	公共交通利用促進啓発事業として、春と秋の年2回実施しているイベントにおいて、参加者に啓発用リーフレット等を配布し、情報の周知の機会をつくる。	◇土木政策課
	自殺対策に関連する講座等を開催する際には、相談機関を掲載したパンフレットを配布し、自殺対策として児童・生徒の見守りの視点の大切さを周知する。	◇児童生徒支援課
	枚方まつり等開催時に相談機関等に関するポスターの 掲示、相談リーフレットの配布をし、住民に対する啓発 の機会をつくる。	◇観光交流課

〇自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における取り組み

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事業	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間において、啓発キャンペーンを実施し、啓発グッズを配布する事で普及啓発に取り組む。また、「広報ひらかた」および「FMひらかた」、当課ホームページにて広報活動を実施する。	◇保健医療課
教育と文化の発 展に係る図書館 事業の実施	図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、利用者等に対する情報周知を図る。	◇中央図書館

〇市民向け講演会での啓発

事業・取り組み	内容	関係課
精神保健講演会 及び精神保健家 族教室	精神保健講演会や精神保健家族教室を実施し、こころの健康に関する正しい知識について普及啓発する。	◇保健医療課
人権啓発事業	人権啓発として講座やセミナー等の開催を実施する。 中でも講座「生きること」においては、毎年様々なテーマで実施し、記録冊子を発行する等広く人権について 考える機会を提供する。	◇人権政策室 ◇教育政策課 ◇文化生涯学習課
	社会教育(人権)講座開催事業等(社会教育人権啓発事業、講座「生きること」等)を実施し、多様な生きざまを知ることから自らの生について考えてもらうことや、それぞれの人生を振り返ってもらうことで自死のリスクの軽減につなげる。	

成人教育並びに社 会教育における人 権教育に関するこ と	成人教育や社会教育に関する講座や PTA 協議会と共催の教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させることにより、実効性を高める。	◇教育政策課
消費生活および	パンフレットの配布や市民対象講座に自殺対策の内容	◇消費生活センター
消費者保護に係	を反映することで、より市民の認知と意識を高める機	
る施策の企画	会をつくる。	

〇広報ひらかた等の活用

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事業(再掲)	「広報ひらかた」および「FMひらかた」、当課ホームページに自殺予防週間(9月10日~9月16日)と自殺対策強化月間(3月)に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図る。	◇保健医療課

(参考)基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ※回答当時の課名にて記載 【市職員がゲートキーパー養成研修を受講することの意義について各課回答より抜粋】

【中職貝がノートナーバー食成研修を支誦することの息義にしいて合誄回合より扱粋】		
市職員向けのゲートキーパー養成研修の開催		
手続き対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講し、連携する可能性のあ	◇年金児童手当課	
る地域の相談機関等に関する情報を知り、その職員がつなぎ役としての対応	◇介護保険課	
を取れるようにする。特にひとり親家庭、障害者、高齢者は生活負荷を抱え	◇障害福祉室	
る状況が多いため、自殺のリスクを抱えている可能性が高い市民との接触窓		
口となりうる認識をもつ。		
窓口対応では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高	◇農業委員会事務局	
い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気		
づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて		
適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。		
職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づき	◇施設整備室	
を促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切		
な支援機関情報を知り支援の連携意識をもつ。研修参加要請があれば 1 名		
程度参加をして、研修内容について課内共有をはかる。		
空き家に関する総合相談窓口では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況	◇環境保全課	
を知る可能性が高い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメン	◇建築安全課	
タルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視		
点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。		
各種苦情相談窓口では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能	◇環境指導課	
性が高い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルス		
への気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。		
加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。		
高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録	◇景観住宅整備課	
等について窓口対応の際、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可		
能性が高いため、職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタル		
ヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点を		
もつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。		
用地取得の総括、契約、登記など窓口対応の際、市民の様々な生活上の問題	◇用地課	
や困難な状況を知る可能性が高いため、職員がゲートキーパー研修を受講		
し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する		
気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援		
の連携意識をもつ。		
水道料金等の徴収に携わる職員等がゲートキーパー研修を受講し、気づき役	◇上下水道経営室	
やつなぎ役としての役割を担えるように努める。		
上下水道埋設管調査、給排水相談、給水装置工事申請及び排水設備計画確	◇上水道管理課	

認申請受付業務では、市民と接する機会があり、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高いためこれらの窓口業務に携わる職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつよう努める。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇下水道管理課
学校および幼稚園等施設の整備で実際の現場に入る際、施設利用の状況を知る可能性が高い。その中で、気になる利用のされ方(壁の落書や、トイレの状況、荒廃している箇所等々)があれば、学校職員と連携して情報共有する意識をもつことで自殺予防に取り組める。よって、職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役としての視点をもつこと、加えて適切な支援機関情報を知ることでその職員がつなぎ役としての対応を取れるよう努める。またその研修により、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進する機会をもつ。	◇まなび舎整備室
教職員の過労や長時間労働の問題に取り組む上で、ゲートキーパー研修を受講し、より教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげられるよう理解を深める。同時に職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につなげる。	◇教育研修課
学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性や、行き場を無くした市民(ホームレス状態にある人等)の居場所となっている可能性が考えられるため、そうした利用者の様子を察知できるよう、職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることでその職員がつなぎ役としての対応を取れるようにする。またその研修により、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進する機会をもつ。	◇中央図書館

重点施策1 中高年者への支援

○包括的な支援のための連携の推進

事業・取り組み	内容	関係課
包括的・継続的マネジメント事業	高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、介護支援専門員等に対し、困難事例への指導助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等地域の社会資源との連携、協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム検討部会にて、早い段階から の支援を実施する体制づくりを行い、問題の深刻化を防 ぐ。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
高齢者虐待防止 ネットワーク (再掲)	早期に適切な対応ができる体制整備を目指し、高齢者サポートセンターと警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催する。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課

〇中高年者の健康不安等に対する支援

事業・取り組み	内容	関係課
健康相談事業(再掲)	心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康 維持・増進に役立たせることを目的に健康相談を実施す る。保健指導や助言を行い、必要時適切な機関につなぐ。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課

健康・医療に関する電話相談事業 (再掲)	健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育児、メンタルヘルスに関して、24時間365日対応する電話相談窓口を、平成28年7月より「ひらかた健康ほっとライン24」として開設。医師・保健師・看護師等の専門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する相談ができる安心感を確保する。	◇保健医療課
精神保健相談、訪問指導 (再掲)	心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問等にて応じる。	◇保健医療課
特定健康診査の 実施、特定保健指 導の企画・調整に 関すること	特定健康診査の結果、必要な方に対して健康に関する情報提供等の支援をしている。また、健診や特定保健指導の企画調整を通じ、対象者が健康を意識する機会を確保する。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課
認知症総合支援 事業 (認知症ケアパ スの普及啓発、認 知症カフェ設置 支援事業等)	認知症の早期における症状の悪化防止のため、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による総合的な支援を行う。また、認知症についての理解を深めるための取り組みや認知症高齢者やその家族のニーズに沿った支援、地域の見守り体制の構築等を行う。認知症ケアパスの作成、配布や認知症カフェの設置を推進する等で適切な支援につなぐ体制づくりを行う。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
介護予防•日常生 活支援総合事業	要支援認定者を対象に、「高齢者の体力づくり・健康づくり」「高齢者が参加・活躍できるつどいの場」「くらしのサポート」の3つの要素で構成し、いくつになっても「生きがい・居場所・役割があるまち」を目指し、効率的かつ効果的な支援に取り組む。また、地域での自主的な健康づくり・介護予防の継続実施を支援するため「ひらかた元気くらわんか体操」の普及啓発及び媒体配付、自主活動グループへの支援や交流会の開催などを実施する。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課

〇地域における高齢者や介護者に対する支援

事業・取り組み	内容	関係課
高齢者サポート センター総合相 談 (再掲)	市内13箇所の高齢者サポートセンターにおいて高齢者 や家族等からの相談窓口を設置している。 介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をは じめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の相談 に対応している。相談事業等を行うにあたり、対象者と意 識的にコミュニケーションをとり、困難を抱える状況を 把握し、早期発見、適切な支援機関につなげる。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
家族介護支援事業	在宅生活の維持、在宅での自立生活に必要な生活機能の向上を図るための介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりなどの教室を開催する。認知症サポーター養成講座等も開催する事により、社会全体で家族や当人が抱える様々な問題を察知し、適切な支援につなげる。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
高齢者虐待防止 啓発	高齢者虐待は、家族の介護に関する悩みや、経済状況などに起因する生活不安などから起こりうる問題であり、早期に適切な支援を行うことが重要である。高齢者サポートセンターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。	◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課

〇社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業・取り組み	内容	関係課
高齢者居場所づくり事業	高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて閉じこもり等を防ぐ。さらに、高齢者の社会参加、生きがいづくり、介護予防の促進を図るため、高齢者の居場所の設置を促進し、運営団体の支援を推進する。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課
地域支え合い体制の整備	高齢者がいきいきと安心して暮らすために、地域に必要な仕組み・場所・活動など地域のニーズに基づいて創り出す仕組みとして、主体的な取り組みである元気づくり・地域づくり会議の設置運営を進める。また、コーディネーターによる課題を解決する取り組みなど、住民主導のもとに地域と共に考え、効果的な支援の充実強化に努める。こうした高齢者の活躍の場を増やす事によって、生きがいの獲得にもつなげる。	◇健康寿命推進室 健康づくり・介護予 防課
老人福祉センター(総合福祉センター、楽寿荘)への支援	高齢者・市民の各種活動の場として利用してもらうことで、高齢者の健康と生きがいや社会参加につなげる。	◇健康寿命推進室 長寿・介護保険課
老人クラブ活動 への支援	地域で組織されている老人クラブによる子どもの見守 りなどの社会奉仕活動・健康増進事業などに対して支援 を行い、高齢者の社会参加や孤立予防につなげる。	◇健康寿命推進室 長寿・介護保険課
小地域ネットワーク活動推進事業(再掲)	社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。	◇健康福祉総務課

重点施策2 子ども・若者への支援

〇児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実施

事業・取り組み	内容	関係課	
児童・生徒の SOS の出し方に関する 教育	児童・生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進める。国の動向等を踏まえ取り組みを検討し、実施する。	◇教育支援室 生徒支援課 ◇保健医療課	児童

〇若者が抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

事業・取り組み	内容	関係課
子ども支援プログラムの推進に	子どもの生活に役立つ自己コントロール方法や社会スキル、自己肯定感等を身につけることを支援する子ど	◇子どもの育ち見守 り室 こども相談課
ついて	も支援プログラム「ファンフレンズプログラム」を実	3 <u> </u>
	施。またファシリテーター養成講座として公私立保育	
	所(園)の保育士等に対して研修を行う。	

道徳教育	道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもので、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、小学校低学年、中学年、高学年、中学校と発達段階に応じて「生命の尊さ」について児童・生徒に指導を行う。	◇学校教育室 教育 指導課
教育相談実施事業	小学校には「心の健康相談員」、中学校には「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒、保護者及び教職員に対し、臨床心理士等の専門的知識を活かし、校内相談体制の充実を図る。	◇教育支援室 児童 生徒支援課
総合相談窓口「子 どもの笑顔守る コール」の普及啓 発	「子どもの笑顔守るコール」の電話番号を記した啓発 カードを市立全学校園の幼児・児童・生徒に配布すると ともに、ホームページ等でも保護者、市民に周知する。 また、「いじめ専用ホットライン」では、いじめに悩ん でいる児童生徒及び保護者を対象に電話で相談を受 け、解決に向けて対応する。	◇教育支援室 児童 生徒支援課
不登校等対策事業	要請のあった市内小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、ケース会議等を通じて不登校児童・生徒の個々のケース対応ができる学校体制の充実を図る。また、中学校においては不登校支援協力員や学校内外の適応指導教室を活用し、不登校生徒への支援を実施する。	◇教育支援室 児童 生徒支援課
就学に関する事務	様々な事情により校区外の学校への就学を希望する場合、必要に応じて就学指定校の変更を許可している。利用者は家庭の事情やDV、友人トラブル等様々な事情を抱えている場合も多く、状況に応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓口等の情報提供を実施する。	◇教育支援室 学校 支援課
子どもの居場所づくり推進事業	家で一人で食事をとるなど家庭的に様々な課題のある子どもたちに、食事や学習、団らんの場などを提供する子どもの居場所づくり(いわゆる「子ども食堂」)の取り組みを支援する。	◇子ども青少年政策 課
青少年サポート 事業 (再掲)	青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等の専門相談員を配置し、おおむね 26 歳までの若者及び保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気軽に相談できる窓口を月2回開設している。	◇子ども青少年政策 課
ドメスティック・ バ イ オ レ ン ス (DV:配偶者等 からの暴力)被害 者支援の充実	教育委員会と連携し、子どもたちを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防教育として、希望する小学校で「DV 予防教育プログラム」を実施。また、実施した小学校の教員を対象にデートDV 予防研修を実施している。さらに中学・高校生を対象にしたデートDV 防止ハンドブックを希望する中学校に対して配布する等により周知に努める。	◇人権政策室
いじめ問題対策事業	枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る取り組みを実施するとともに、保護者や市民にいじめ問題についての啓発活動を行う。また、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた取り組みの中で、専門機関へつなぐ。	◇教育支援室 児童 生徒支援課
生徒指導充実事業	いじめや暴力行為等の問題行動に迅速かつ適切に対応できるよう生徒指導体制の充実を図る。また、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との協働及び関係諸機関との連携により、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、解消に向けて対応する。	◇教育支援室 児童 生徒支援課

就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事により、生活に困窮している。	◇教育支援室 支援課	学校
	る世帯の児童生徒の就学・進学を支援する。 子ども、ひとり親家庭、重度障害者等の医療費助成に関	◇医療助成課	
事業	すこも、ひこり税多庭、重度障害有等の医療負助成に関 する手続き業務や心臓病児手術見舞金等医療助成の相		
	談・申請への対応時において、状況等の聞き取りを行い、		
	問題を抱えている場合には包括的な支援へとつなげる。		

〇社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

事業・取り組み	内容	関係課
「子どもの未来	「子どもの未来応援コーディネーター」が小中学校等へ	◇子どもの育ち見守
応援コーディネ	の巡回や問い合わせにより、生活習慣の乱れなど子ども	り室 こども支援課
ーター」の取り	が抱える課題を把握し、学校に対して必要な助言・情報	
組み	提供を行うとともに、関係機関へつなぐことで、子ども	
	と家庭にとって必要な支援が受けられるよう取り組む。	
青少年健全育成	青少年が自らの力で心身ともに健やかな成長を遂げてい	◇子ども青少年政策
事業	こうとする活動を導き出し、その援助や青少年の非行防	課
	止などを目的に、青少年育成指導員が青少年に関する相	
	談や街頭での指導、青少年に有害な環境の浄化の啓発等	
	に取り組む。相談や指導を行う際には自殺予防も含めた	
	幅広い視点で対応する。	
民生委員•児童委	民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じ	◇健康福祉政策課
員の地域におけ	て、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に	
る活動(再掲)	努める。また、必要な関係機関へつなげていく。	
子ども虐待防止	「児童虐待防止推進月間」における啓発物品の配布や広	◇子どもの育ち見守
の普及啓発活動	報等により普及啓発に取り組む。また、関係機関を対象	り室 こども支援課
	に児童虐待問題研修会を開催し、早期発見及び適切な支	
	援につなげる。	
児童虐待防止部	児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携強化と	◇子どもの育ち見守
会(要保護児童対	ネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支援の	り室 こども支援課
策連絡協議会)	必要性について共通認識を持ち、お互いに連携する事で、	
(再掲)	最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な	
++++	支援に結びつけていく。	
枚方市子ども・若	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者	◇子どもの育ち見守 り室 こども相談課
者支援地域協議	を包括的に支援するために設置し、早期に必要な支援に	7王 しして他畝味
会(事場)	つながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上を	
(再掲)	目指す。	
成人教育並びに社 会教育における人	成人教育や社会教育に関する講座や PTA 協議会と共催	◇教育政策課
	の教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させる	
と(再掲)	ことにより、実効性を高める。	
薬物乱用防止啓	薬物乱用防止教育に取り組む関係団体との連携・協力体	◇保健医療課
発事業	制の強化を図るとともに、地域で街頭キャンペーンや講	
	演会等を実施し、広く啓発に努める。	

〇支援者への支援

事業・取り組み	内容	関係課
教職員に対する研修	教職員対象の初任期研修をはじめ、管理職研修やリーダー研修等、各種研修において、いじめや不登校等、自殺の要因となる諸課題について、研修を実施する。	◇学校教育室 教育 研修課

	初任期研修及び希望職員に対して、メンタルヘルス研修を実施している。コミュニケーションの取り方や困った時の対応等の内容で教職員自身の心身の健康に繋げる。 研修資料の1つとして相談先を周知することで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。(再掲)	
枚方市保健所•枚 方市内高等学校 等連絡会	思春期保健について、保健所と市内高等学校等の連携により、保健所における地域保健と高等学校等における学校保健の課題を共有し、意見交換や解決方法について検討する。その中で生徒のメンタルヘルス(ひきこもり、不登校等)や自殺予防に関するテーマも取り上げる。	◇保健医療課

重点施策3 経済問題に関わる取り組み

〇相談支援の充実と周知

事業・取り組み	内容	関係課
	102	
生活保護関係業務	窓口で受給等の相談機会を通じて当人や家族の問題状	◇福祉事務所 生活 福祉課
(生活保護、ホー	況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自	価値球 ◇福祉事務所 健康
ムレスの自立支援	殺リスクの軽減につなげる。	◇福祉事務別 健康 福祉総合相談課
に関すること)	路上生活者は精神疾患や各種障害を抱えている人が少	
	なくないと考える。ホームレス巡回指導により自殺リ	
	スクの軽減につなげる。	
生活困窮者自立支	事業の周知の為、広報への掲載や、事業に関するリー	◇福祉事務所 生活
援事業に関する周	フレットやカードを作成し、図書館や市役所、ショッ	福祉課
知	ピングセンター等に配架する。周知の工夫をする事	◇福祉事務所健康
	で、支援につなげる体制を作る。	福祉総合相談課
中国残留邦人等に	日常生活上の困難に関する相談・助言を通じてその他	◇福祉事務所 生活
対する支援給付事	の問題も把握・対応を進め、生活上の困難の軽減を図	福祉課
業	り自殺のリスクの軽減につなげる。	
	言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状	
	況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが	
	高まる可能性もある。世帯の収入が一定の基準に満た	
	ない方への通訳派遣や生活支援費等の支援により自殺	
	リスクの軽減につなげる。	
くらしの資金相	一時的に生活に困っている低所得の世帯、又は天災その	◇健康福祉政策課
談、貸付	他不慮の災害による生活困窮されている世帯等を対象	◇福祉事務所 生活
	とした「くらしの資金」の相談に応じ、審査のうえ生活	福祉課
	資金の貸付をする事で、世帯の自立を支援する。	
枚方市小企業事業	市内の小規模企業者を対象に、大阪信用保証協会の保証	◇商工振興課
資金融資事業	を付して、事業に必要な資金のあっせんを行う。	
国民健康保険に関	健康保険料や年金の支払いが困難な住民は、生活面で	◇国民健康保険課
する手続き等	深刻な問題を抱えている場合もあるため、相談を通し	
	て分納等の緩和策を図り、生きることの支援につなげ	
	る。	
水道料金等の納付	3°	◇上下水道経営室
に関すること	は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、納付が困難な	営業料金科
ت کی کر توبات.	状況にあったりする可能性が高いため、その事情を踏ま	
	えて分割納付等の納付相談を行う。また、生活保護等の	
	資格要件に該当する場合は基本料金の減免を行う。	

納税相談	期限内に納付ができない納税者には、徴収緩和策(分納	◇納税課
	等)の相談に応じる。	

〇生活支援と自殺対策の連動

事業・取り組み	内容	関係課
生活困窮者自立 支援事業 (自立相談支援 事業、住居確保	生活困窮者に対し自立に向けた包括的な支援を行うため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を 実施する。	◇福祉事務所 生活 福祉課 ◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課
給付金、一時生 活支援事業、就 労準備支援事 業、家計改善支 援事業に関する こと)	生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱えた人とは、 直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が一部あると考える。自立相談支援事業による相談機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺リスクの軽減につなげる。	
	住居は最も基本的生活基盤であり、その喪失の恐れや不 安は自殺リスクを高めることになりかねないため、住居 確保給付金事業による支援策を実施する。	
	ー時生活支援事業による宿泊場所の提供や衣食の支給に よって、自殺リスクの軽減につなげる。	
	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱えるため、就労準備支援事業による支援において、自殺リスクの軽減につなげる。	
	家計の状況や課題を整理し、生活の再生に向けた意欲を 引き出した上、必要な助言や情報提供を行うことで、相 談者の家計管理の能力を高め、早期の生活再建に向けた 支援によって、自殺リスクの軽減につなげる。	
生活困窮者自立 支援制度支援会 議(再掲)	生活福祉室内の自立相談支援センターが中心となり、関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換等を行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。	◇福祉事務所 生活 福祉課 ◇福祉事務所 健康 福祉総合相談課

重点施策4 勤務問題に関わる取り組み

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進

事業・取り組み	内容	関係課
ハラスメント防止 対策事業	全ての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、安心して働ける職場環境を整えるため、ハラスメント防	◇コンプライアンス推 進課
(市職員対象)	止啓発の一環として職員研修を実施するとともに、苦情 相談制度の適正な運用を図る。	
ハラスメント防止 の取り組み (教職員対象)	全ての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、 安心して働ける職場環境を整えるため、ハラスメント防 止研修を実施する。また、大阪府と連携して、セクシュ アルハラスメントに関する相談等を実施する。	◇学校教育室 教職員 課

○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知

事業・取り組み	内容	関係課
職員の給与、勤務 時間その他の勤務 条件に関すること (市職員対象)	ストレスチェック制度の実施や時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を越える職員に対する所属長の面談の実施、健康管理医や保健師、精神科嘱託医による各種健康相談の実施により、職員の心身の健康の維持増進を図る。 職員の健康管理やワークライフバランス推進の観点から、毎週水曜日をノー残業デーとし、朝夕に提示退庁を促す放送や音楽を流して周知・啓発を行う。	◇職員課
職場におけるメンタルヘルス対策の 推進 (教職員対象)	療養休暇取得者や休職者の背景分析、ストレスチェック 結果の分析等を行い、その傾向を把握することで、自殺 のリスクを抱えやすい職員の早期発見・早期支援に努め る。 ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の	◇学校教育室 教職員 課 ◇学校教育室 教職員
	支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。	課 ◇教育文化センター
地域保健と職域保健の連携の推進 (地域職域連携事業)	企業が行う従業員の健康づくりを直接的に支援できる制度として、「ひらかた健康優良企業」の登録を推進している。また、健康に関する情報提供としてリーフレットの作成・配布や、希望のあった企業に対し、健康教育及び個別相談等を実施する。その中でメンタルヘルスについて取り組みを推進する。 関係機関が実施する各種健(検)診時に、健康づくりに関する啓発をする中で、メンタルヘルスについても啓発している。	◇健康寿命推進室 健 康づくり・介護予防課

第7章 いのち支える関係機関・関係団体の取り組み

本計画は、本市が実施主体として取り組んでいく施策を掲載していますが、自殺対策は市のみで解決できるものではなく、自殺の実態に即した地域の関係機関・関係団体等の取り組みも必要となってきます。

国や大阪府、本市の地域の関係機関・関係団体等がさまざまな「生きる支援」に関連する 事業や取り組みを展開しています。そのすべてを網羅することはできませんが、ここでは本 計画の策定にご協力いただいた関係機関・関係団体等の取り組みについて一覧を掲載しま す。

※市の委託事業については、再掲として掲載しています。

<自殺対策>

大阪府こころの健康総合センター

大阪府自殺対策推進センターを設置し、以下の事業を行っています。

- 1. 情報の収集・分析・提供
 - HP「こころのオアシス」で「大阪府内の各市町村における自殺の状況」「悩みの相談窓ロー覧」等情報提供
 - •「自死遺族団体」「自死遺族相談」等についてのリーフレットの作成・配布
- 2. 相談支援
 - こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556(月~金 9時30分から17時 祝日・年末年始除く)
 - わかぼちダイヤル 若者専用電話相談 06-6607-8814 (水 9時30分から17時)
 - ・自死遺族相談 (要予約 月~金 9時から17時45分 06-6691-2818)
- 3. 自殺対策計画支援
 - 保健所と連携し、市町村の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供
- 4. 連絡調整
 - ・大阪府自殺対策審議会等の運営に協力、市町村、関係機関及び自殺防止や自死遺族等 支援に積極的な民間団体等と連携、保健所におけるネットワークの強化を支援
- 5. 保健所・市町村及び民間団体への支援
 - ・保健所・市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対し、相談支援や技術的助言
- 6. 人材育成研修
 - 自殺対策研修の実施
- 7. 保健所・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言
 - •自殺未遂者及び自死遺族支援について保健所 市町村等からの対応困難な事例に対する相談への助言や事例検討等による支援

<労働関係>

大阪府総合労働事務所

- 1 働くこと・雇うことに関する相談(労働相談)・職場のメンタルヘルス専門相談
- •大阪府総合労働事務所に寄せられる労働相談(職員による「一般労働相談」、弁護士・社会保険労務士による「特別労働相談」)には、職場や労働環境を起因とし、本人が医療的治療の必要性を認識していないものや、必要性を認識していても医療機関に出向くことに抵抗感があるものなどが見受けられます。
- ・そのため、労働相談の中でメンタルヘルスケアが必要かどうかのサインを的確に捉え、 精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーが、メンタルヘルスケアや医療機関への誘導、 労使双方からのメンタルヘルスケアにかかる相談対応を行っています。

【平成30年度実施計画】

(一般労働相談・特別労働相談)

- 通年実施予定
- ※一般労働相談 月曜日〜金曜日 午前9時〜午後5時45分【電話及び面談】 ただし、第1〜3、5木曜日は、当所(大阪市・天満橋)、第4木曜日は、 当所南大阪センター(堺市・鳳)で午後8時まで相談可
- ※特別労働相談 月曜日~金曜日 一般労働相談において内容を整理した上で行います。

(メンタルヘルス専門相談)

- •年56回実施予定
- ※第1水曜日、第2、3、4火曜日 午後2時~午後5時 当所(大阪市・天満橋)
- ※第1火曜日 午後2時~午後5時 当所南大阪センター (堺市・鳳)

2 事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会

- ・職場のメンタルヘルスケアは、事業所において日常的に取り組まれることが重要である ものの、取組みが進んでいない事業所では、その必要性を認識しつつも、専門のスタッフ がいない、取組み方が分からない、などの課題があります。
- •大阪府総合労働事務所では、こうした課題の解決を支援するため、公益社団法人大阪精神科診療所協会、大阪産業保健総合支援センター、一般社団法人堺市医師会、堺地域産業保健センターと連携し、府内事業所のメンタルヘルス推進担当者を対象に、職場のメンタルヘルス対策に関する基礎知識等を習得する研修会を行っています。

【平成30年度実施計画】

・ 府内2か所(大阪市及び堺市)で実施予定(定員 大阪市:200名、堺市:180名)

北大阪商工会議所

北大阪商工会議所は、枚方市・寝屋川市・交野市を管内とし、商工業者の方なら規模、業種を問わずご入会頂けます。会員組織の地域総合経済団体として、中小企業の活力強化と地域の活性化を大きな柱に掲げ、地域が魅力あふれる元気な街となるよう様々な事業に取り組んでおります。

- ①事業全般に関する課題解決支援相談
- ②地域活性化の取組み
- ③情報化の推進
- 4)環境対策に関する支援
- ⑤各種講演会・研修会・セミナーなどの開催
- ⑥労災保険(労災・雇用保険)の事務代行⑦ビジネス交流会・展示会への支援
- ⑧行政(国・府・市)に提言活動
- 9各種共済・団体保険など福利厚生制度の運営
- ⑩情報提供・検定試験の施行

枚方公共職業安定所(ハローワーク枚方)

1 相談体制の整備

- (1) 経営や労働に関する相談支援
- ・雇用不安や職場でのトラブル・各種ハラスメント等の個別労働相談に対して、労働局及び 労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」の利用を促します。
- ・雇用調整助成金等、各種助成金の活用を通じて事業主を支援し、雇用の安定を図っています。

(2) 求職者に対する相談支援

- 新規学卒者、障害者、高齢者等あらゆる求職者に対して、就職の実現により生活の安定が 図れるよう、きめ細やかな職業相談、求人情報の提供、職業紹介等の支援を行っています。
- ・技能、資格等が不足しているために就職が困難となっている求職者に対しては、職業訓練によるスキルアップを通じて早期に再就職ができるよう、求職者支援制度を効果的に活用した支援を行っています。
- ・求職活動されている方が、こころと体の健康状態の自己チェックができる「ストレスチェックシート」を配布し、心身の不調のサインに対する気づきを促し、関係機関への相談へつなげています。
- ・就職活動に伴う様々なストレスから、精神面、身体面において支障をきたしている求職者に対して、精神障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等を行い、就労に向けた各種の支援を行っています。
- ・失業などにより心理的不安を抱えた求職者や多重債務等の問題を抱えていることにより 就職活動に障害が生じている求職者に対して、梅田公共職業安定所及びハローワークプラ ザ難波にて実施している臨床心理士、弁護士、社会保険労務士による「専門家による巡回相 談」を活用し支援を行っています。

(3) 生活困窮者に対する相談支援

・生活困窮者に対しては、上記(2)によるものに加え、生活困窮者自立支援制度に基づき、 自立相談支援機関から要請のあった生活困窮者に対して、枚方市役所内に設置した、当所の 常設窓口である「就労支援ひらかた」等において、国が実施する「生活保護受給者等就労自 立促進事業」の一環として、専門の就職支援ナビゲーターによるきめ細やかな就業相談・紹 介等の支援を行っています。

2 社会的取組に係る連携体制の整備

(1) 関係機関や民間団体との連携体制の整備

- ・生活困窮者への支援について、毎月開催される「枚方市支援調整会議」へ出席し、関係機関との情報共有や連携強化を図るとともに、支援プランを作成し生活困窮者の自立促進を図っています。
- ・就職困難者の支援について、地域就労支援センターと連携し、就職面接会等のイベントへの協力やハローワークに誘導いただいた求職者の就労相談などを行っています。
- ・子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭について、市の関係部署と連携しながら、当所のマザーズコーナー等において就職支援を行っています。
- ・若年無業者等について、北河内地域若者サポートステーションとの連携のもと、就職活動 についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供、また必要に応じ職業適性検査を実 施し、職業的自立に向けた支援を行っています。

※年度ごとに活動内容に変更が生じる可能性あり

北大阪労働基準監督署

1. 長時間労働の是正

過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めたすべての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進します。

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行います。

2. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成 27年 12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図ります。

加えて、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、 事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場へ個別訪問による若年労働者 や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施していることか ら、更なる利用促進を進めます。

3. ハラスメント防止対策

ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の 具体的な取組みの促進を図るとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラ スメント対策の指導も行います。

北河内地域労働者福祉協議会

1. 多重債務 • 労働問題相談

労働者を中心にして、在勤・在住方々を対象に多重債務解消を目指し、生活基盤の再生を目的として、対面での相談事業を展開しています。多重債務の解消は一義的な対応では難しく、時々におかれている個人の取り巻く環境改善が必要と認識しています。また、生活が乱れる大きな要因の一つは従事されている職場の環境に左右されることから多重債務者に陥る前に課題解決を図ることに主眼をおき、労働問題の解消に向けての対面相談も実施しています。相談については2回/週としていますが、相談受付は平日 10-16 時で実施しています。

2. LSC相談事業(電話による相談対応)

社会的生活を営む上で、様々な課題や悩みが発生をしてきます。それぞれ種別により、専門相談機関で解決を図っていくことになります。しかしながら、個々の課題は千差万別で専門相談機関など有無や所在などが分からず、放置されてしまうことがあります。そのような課題や悩み事を電話相談で受け付けることで専門機関などへの紹介を目的に電話による相談事業を行っています。平日 10 時~16 時で毎日相談対応にあたっています。

3. 北河内地域労福協 囲碁・将棋大会

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためには様々な手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住者の方々を対象として、交流の場を提供することを目的に、毎年度枚方市において囲碁及び将棋の大会を実施しています。

4. 北河内地域労働者福祉協議会 美術展

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためには様々な手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住者の方々を対象として、各人が丹精を込めて創作したものの発表の機会を提供することを目的に、毎年度北河内7市を巡回し、美術展の開催を行っています。

<就労支援>

枚方市障害者就業・生活支援センター

大阪府には、障がいのある方の身近な地域における雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする「障がい者就業・生活支援センター」が府内18ヶ所に設置されています。当センターは、枚方市在住の方で障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関するさまざまな支援を行っています。

- 1. 障害のある方・保護者の方の相談
 - これから就職を考える方の相談
 - 職場のことで悩んでいる方の相談
 - ・職業生活における相談
- 2. 事業主からの相談
 - 障害者雇用へのアドバイス
 - 職場定着支援
 - •情報提供

一般社団法人 ステップフォワード

一般社団法人ステップフォワードでは、ニートや引きこもり、生活困窮者等の様々な困難を有する方々の、社会的・職業的な自立支援や進路方向の決定に向けた支援を行い、活力ある地域社会作りに取り組んでいます。

1. 生活困窮者等就労準備支援事業 ※市委託事業

(対象) 枚方市生活福祉室の調整会議を経て策定された支援計画のもと支援依頼のあった、生活困窮者及び生活保護受給者

(内容) 就職活動及び継続的な就労が出来る状態を目指す下記の準備支援

- 日常生活自立に向けた支援(生活リズム・セルフケアの改善など)
- ・ 社会生活自立に向けた支援(コミュニケーションの改善など)
- ・ 就労自立に向けた支援(就労イメージの醸成・見学体験活動など)
- 2. 家計改善支援事業 ※市委託事業

(対象) 枚方市生活福祉室の調整会議を経て策定された支援計画のもと支援依頼のあった、生活困窮者

(内容) 家計の状況を「見える化」し、相談者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

3. 北河内地域若者サポートステーション

(対象) 15から39歳で1年以内の就労を目指す無業の若者

(内容) 職業的自立支援

- 個別面談及び就活プログラム
- 職場体験
- 定着支援及びステップアップ支援
- 4. 宮ノサポ会議(地域活動)

宮之阪中央商店街振興組合主管の元、構成員として参画。商店街、地域ボランティア、各ジャンルの支援機関(高齢者・障がい者・子ども若者支援など)が協力してコミュニティカフェや子ども食堂などを実施運営し、活力ある地域づくりと包括的な支援の連携体制づくりを目指しています。

<法律関係>

大阪弁護士会

大阪弁護士会では、離婚、交通事故、遺言・相続、借金(サラ金)・債務整理、労働問題、 消費者被害、借地・借家、近隣トラブル、医療、知的財産、IT・SNSトラブル、建築、経営 などあらゆる法律問題の相談を受け付けております。刑事・少年事件、犯罪被害者、いじめ、 子ども・学校、生活保護、高齢者、障害者、外国人に関する相談にも対応しております。

特に「生きる支援」に関しては、府下6自治体(大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市)と連携し、自殺未遂者法律相談支援事業を行っており、数か月に1度はケース検討会を開催しております。また、府下13自治体(大阪府郡部(大阪府社協)、大阪市、東大阪市、岸和田市、茨木市、箕面市、和泉市、羽曳野市、交野市、橿原市、寝屋川市、阪南市、泉南市)と連携し、生活困窮者自立支援法律相談事業を実施しております。

<人権関係>

特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会

枚方人権まちづくり協会では、相談内容が複雑かつ多岐にわたるケースが多くなる中、ワンストップの相談窓口として、関係する相談員が連携しながら対応に努めています。

1. 男女共生フロア相談事業 ※市委託事業

「男女共生フロア・ウィル」(ひらかたサンプラザ3号館4階)において、専門の女性相談員を配置し、家族や仕事、自分の健康や生き方など、様々な悩みをもつ女性のための、「面接相談」「電話相談」及び「法律相談」を行っています。また、各相談では、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談も行っています。

2. 地域就労支援事業 ※市委託事業

地域就労支援センターを設置し、障害者、母子家庭の母、若年者、中高年齢者等で、働く 意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労ができない就職困難者について、地域就 労支援コーディネーターが、雇用・就労支援施策などを活用し、地域の関係機関と連携しな がら、雇用・就労の支援を行っています。

3. コミュニティソーシャルワーカー配置事業 ※市委託事業

コミュニティソーシャルワーカーを配置し、福祉に関するあらゆる相談(福祉なんでも相談)を実施しています。相談では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組んでいます。

4. 進路選択支援事業 ※市委託事業

進学意欲を有しながら、経済的な理由により高校・大学等への進学を断念することがないよう、各種奨学金制度の情報提供及び家庭の状況に見合った適切な相談等を行い、生徒が積極的に自己の進路を考え、将来に展望が持てるよう、必要に応じて学校や関係機関と連携し支援を行っています。

5. 人権ケースワーク(人権なんでも相談)事業 ※市委託事業

専門の相談員を配置し、市民が人権侵害を受け、またはそのおそれがある場合において、相談事案に応じた助言及び情報提供を行うとともに、市民が自ら問題解決できるよう支援を行っています。また、男性の生き方に関する相談も行っています。

6. 人権啓発事業 ※市委託事業及び自主事業

人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合うことのできる人権感覚を養うため、人権を身近に感じ考える機会として、講座「生きること」、人権文化セミナー、人権週間事業などの人権啓発事業を実施しています。

枚方地区人権擁護委員会

人権擁護委員は主に1.人権相談活動、2.人権侵犯に関する調査・救済活動、3.人権啓発活動を行っています。

1. 人権相談活動

人権擁護委員は、法務局職員とともに、法務局、地方法務局またはその支局に設置された 常設相談所において、主に面接または電話による人権相談(いじめ、差別、虐待など)に応 じています。

また、人権擁護委員法が施行された6月1日「人権擁護委員の日」の前後及び人権週間(12月4日~12月10日)の期間中に特設相談所も開設しています。

※相談は無料。秘密は厳守。

なお、市では毎週月曜(午前9時~正午)市役所別館5階広聴相談課で、人権擁護委員による人権相談を行っています。

2. 人権侵犯に関する調査・救済活動

人権相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、人権 擁護委員は法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・ 主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図っています。

3. 人権啓発活動

人権擁護委員は、全国各地において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について、 理解を深めてもらうために人権教室や人権の花運動、企業研修など、アイデアに富んださま ざまな人権啓発活動を行っています。

(1)人権の花運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動を実施しています。

(2)人権教室

主に小学校を対象とした啓発活動で、人権擁護委員が学校を訪問し、人権啓発 DVD や紙芝居などを活用して、人権尊重についての理解を深める機会を提供することを目的に実施しています。

(3) スマホ・ケイタイ人権教室

メールやSNS及び無料通信アプリ等を介したインターネット上のいじめが社会問題となっている状況の中、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について専門家から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめの発生防止、また、いじめを受けた場合の人権擁護機関の相談利用について、児童生徒やその保護者等に周知を図るため、人権擁護機関と携帯電話会社とが連携して実施しています。

(4)全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に 実施しています。

(5) 子どもの人権SOSミニレター

教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決につなぐことを目的として実施しています。

<地域福祉>

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

1. 生活福祉資金貸付

低所得世帯、高齢者世帯、(介護が必要な65歳以上の高齢者の居る世帯)、障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯を対象に自立のための生活資金をお貸しします。※本貸付には要件があります。

2. 福祉サービス利用援助事業

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービス利用の援助、生活費の出し入れ等の日常的な金銭管理、通帳や書類をお預かりするなどのサービスを通じて、権利擁護を図ることを目的に支援を行っています。

3. コミュニティソーシャルワーカー(CSW) ※市委託事業

どこに相談すればよいかわからない悩みごとや困りごとに、気軽に相談できる「総合相談窓口」として、福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー(CSW:地域福祉相談員)が、様々な専門機関と連携しながら相談支援を実施しています。

枚方市民生委員児童委員協議会

- 1. 審議会に参画し、全委員の啓発に努めています。
- 2. 民生委員・児童委員として地域で活動 それぞれの担当区域にお住まいの方々への声かけ、見守り、相談活動を行っています。
- 3. 小学校・中学校との連携 学校行事等に可能な限り出席し、子供たちとふれあい、学校との情報の共有がきるよう 努めています。心配事等が生じた場合は、児童委員と主任児童委員が連携し対応を協議 のうえ関係機関につないでいます。

枚方市青少年育成指導員連絡協議会

青少年育成指導員は、青少年の健全な育成を支えるため、小・中学校や校区コミュニティ協議会、自治会等と連携を図り、地域において、青少年に関する相談への対応や店舗・図書等の有害環境の浄化、街頭指導、地域事業への協力等に取り組んでいます。

1. 相談活動

いじめ等の青少年問題に関する相談への対応や必要に応じて関係機関への連絡を行っています。

2. 有害環境浄化活動

店舗での有害図書の取り扱い等に関する調査を行っています。

3. 街頭指導活動

校区内でパトロールを行い、深夜徘徊や喫煙等の注意指導を行っているほか、暴走族追放・少年非行防止街頭キャンペーン等を実施しています。

4. 市民啓発事業の実施

青少年の健全育成に関する講演等の市民啓発事業を実施しています。

5. 地域事業への協力

校区の実情に応じて、「枚方子どもいきいき広場」の運営や危険遊具や危険箇所の点検、 区民体育祭などのスポーツ活動への協力を行っています。

< 医療関係>

大阪精神医療センター

1. 精神科外来

統合失調症、うつ病、認知症、依存症など様々な精神疾患の治療を行っています。また大阪府の依存症治療拠点医療機関として、各種依存症(アルコール、薬物、ギャンブルなど)の治療・回復プログラムを実施しています。

2. 児童思春期外来

18歳以下で不登校、発達障害をはじめ、精神病圏、神経症圏など、子どものこころの様々な問題に対応しています(予約制)。

3. 精神科救急医療

常時救急・警察などからの診察要請に備えています。また、自殺リスクの極めて高い 方は緊急措置入院または措置入院などで受け入れています。

4. 作業療法

普段の暮らしの中で行っている動作や遊び、仕事など生活全般にわたるさまざまな活動を通じてこころの病気からの回復を促し、その人らしく良い生活が送れるよう援助しています(創作活動、陶芸、絵画、書道、料理、園芸、運動プログラムなど)。

5. 精神科デイケア

日中の一定時間通所し、生活リズムの改善、意欲や自発性の向上、社会参加のための体力と作業能力の改善を目指します。農園芸、パソコン、料理、SST(社会生活技能訓練)、リラクゼーション、心理教育、音楽、スポーツなどを実施しています。

6. 在宅医療室(訪問看護などのアウトリーチ活動)

当センター外来通院中で、訪問による支援が必要と判断された方が、住み慣れた地域で暮らせるよう「その人がその人らしく生きるため」にサポートし、自立性の回復を図ります。アウトリーチにより、ご本人の生活の場に直接出向き支援を展開することで、精神状態悪化の早期発見、早期治療・支援にも繋がります。

7. ひまわり合宿

学校に通うことが難しくなっている中学生が、仲間との楽しい体験を通して、学校に戻っていく自信をつけられるようにします。大阪府立刀根山支援学校分教室での授業や製作、運動、レクレーションなどさまざまなプログラムに参加しています。

関西医科大学附属病院

目的

自殺企図により当院に搬送された方が、身体の治療を終えて退院した後に、再度自殺企図 を起こさないことを目的に、患者・家族に対する支援を行っています。

実施内容:

- 1. 当院入院中に、患者と家族に面接を行い、自殺企図に至る経緯、背景などについて情報収集を行います。
- 2. 患者と家族に保健所の役割を説明し、同意を得た場合に、保健所に情報提供を行います。可能な限り、入院中に保健所担当者が患者や家族と面接できるように、日程調整を行います。 患者が抱えている問題によっては、警察や市役所生活保護課などとも連携を図ります。
- 3. 救急医学科医、精神科医が連携し、身体の治療後は精神科病院や精神科病棟がある総合病院への転院を検討することがあります。その際には、当院メディカルソーシャルワーカーも介入し、転院調整に当たっています。転院する場合には、患者・家族に同意を得た上で、転院先に保健所が介入していることを情報提供し、患者・家族が継続した支援を受けられるようにしています。
- 4. 『自殺未遂者支援ネットワーク会議』に参加し、関係機関が連携しやすい関係性づくりを目指しています。

枚方市医師会

診察の場を通じて、健康問題への解決を図るとともに、自殺リスクの高い患者を把握し、適切な医療や関係機関につなぐことができます。また、かかりつけ医として継続的な関わりのなかで、患者の変化に気づき、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが出来ます。

自殺リスクの高い、うつやうつの疑いの高い患者について、早期に把握することで、必要な 医療につなぐことができます。

市や関係団体の会議への出席や講演の講師派遣を通じて、医療の専門家の立場から関わります。

各学校において、学校医や園医・嘱託医による支援を通じて、関連する諸問題とその対策について相談にのり、アドバイスを行います。

枚方市歯科医師会

各診療所において、「生きる支援」が必要となるような健康や家庭等での問題を把握する機会があり、リーフレット等の配布を通じて、適切な相談機関へつなぐことが可能です。また、かかりつけ歯科医という立場から、子どもから高齢者まで幅広い層の市民と長期にわたり、関わる機会があり、相談の必要な対象者へのゲートキーパーとなりえます。

枚方市薬剤師会

「生きる支援」になぜ薬剤師が関わるか?

その理由は2つあり、1つ目は悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援に繋げるという役割が薬剤師にあることです。

2つ目の理由は、服用されているお薬の適量服薬に気づき防止するという役割があるということです。

かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師は皆さんご自身が選択するものですが、健康不安を抱える患者への服薬情報の一元的・継続的把握をし、患者が抱える様々な問題を適切な機関へ繋げ、地域の身近な存在として、またゲートキーパーの一員として患者の支援に取り組むことをめざしています。

大阪府助産師会 枚方班

1. 生命を大切にしよう「性教育」

自分達がどのようにして、この世に生を受けたのか、生を受けた瞬間、喜びをもって迎えられたことを伝える。自己肯定感を得て、捨てていい「いのち」(自殺)、奪っていい「いのち」は無い。かけがいのない一人一人であることを伝える。

2. 産前、産後のお母さんへのサポート(産後うつ、虐待などの予防と早期発見) 出産、育児に緊張感、不安感を持ち、うまくいかない事への焦燥感、挫折感などで自分を否定し追い込まないように、母が孤立しないよう育児への現実的な援助として、新生児、産婦、乳児訪問を行っている。

その人に寄り添い、気持ちを受け止め、母としての自信を高めながら育児ができるよう援助している。さらに支援が必要な場合、医療をはじめとし、関係機関と連携し、サポートを繋げている。

く女性>

大阪府女性相談センター

電話相談、来所相談、支援を必要としている女性(男性 DV 被害者含む)及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設入退所の決定、保護命令申立の支援などの自立支援、情報提供を行っています。

<子ども>

大阪府中央子ども家庭センター

- ・児童福祉法第 12 条に基づき、子どもに関するあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、その健全な育成をはかっています。 概ね 25 歳までの青少年に関する相談にも対応しています。
- ・大阪府では、虐待やいじめ等の子どもへの権利侵害を防止するため、子どもを対象に子ども自身の悩みなどを 24 時間 365 日体制で相談受理する「子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。緊急時には所管の子ども家庭センターに連絡し対応しています。

<民間関係団体>

社会福祉法人 聖徳園

社会福祉法人 聖徳園は、「ヒューマニズムにたって高度な専門性をもって人のためにつくします」という福祉観を礎に、50年に亘り、大阪・兵庫・福井の各地域における福祉ニーズに応える形で、児童・障がい・母子・高齢の施設運営、及び在宅福祉事業に取り組んでいます。

• ワンストップの総合生活相談『生活困窮者レスキュー事業』の実施

『生活困窮者レスキュー事業』は、平成 16 年度から三上了道理事長が中心となって創設した「大阪府社会福祉協議会老人施設部会」における社会貢献事業です。社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮や、複雑・多面化している家庭問題など様々な生活課題を抱える人々に対して、福祉施設の総合生活相談員(「コミュニティソーシャルワーカー」や「スマイルサポーター」)と、大阪府社会福祉協議会所属の「社会貢献支援員」が連携し、ワンストップの総合生活相談を行う事業です。各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、生命に関わる緊急を要する場合は食材の提供など経済的援助(現物給付)も行います。

現在は「大阪しあわせネットワーク」として、大阪府内すべての社会福祉法人による取り組みに発展しています。

ご家族や地域との関係が希薄となることも多い中、ご本人に寄り添い、自立を支援する 『生活困窮者レスキュー事業』で「生きる意欲」を取り戻していただきたいと願っていま す。

枚方断酒会

断酒会とは、お酒に悩む人たちによる、お酒に悩む人たちのための自助組織です。例会で語り、聴くことで同じ悩みを持つ者同士の信頼が生まれます。新しい人生を創り、力強く生きていこうという自覚と自信が湧いてきます。お酒のことで悩んでいるご本人、ご家族の方、是非一度「例会」に立ち寄ってみませんか?

1. 支部例会

枚方断酒会 4 支部にて、毎週火曜・水曜・金曜・土曜日に例会を行い、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

2. 日曜例会

毎月2回の日曜日、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒 害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

3. 枚方市アルコール問題に悩む人たちの集い

毎週木曜日、枚方市保健所との共催にて、酒害で悩んでいる市民の方が集まり、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

4. 心の健康講座

毎年 1 回、枚方市精神保健福祉協議会との共催にて、枚方市民対象にアルコール依存症について、専門病院の医師やケースワーカーなどを迎え、講演を行っています。

自死遺族わかちあいの会 ふきのとうの会

自死遺族同士が想いを語りあいわかちあいながら、お互いに支えあい、日常を取り戻すことを基本として、自死遺族わかちあいの会を開催しています。自死遺族とボランティアにて活動をおこなっています。

【わかちあいの会】

場所: ラポールひらかた 時間: 14:00~16:00

日程:毎月第4土曜日(会場などの都合で変更することがあります)